# 令和元年度

事 業 報 告 書

国立研究開発法人 森林研究·整備機構

1	目 次 法人の長によるメッセージ····································
1.	
2.	法人の目的、業務内容
3.	政策体系における法人の位置付け及び役割3
4.	中長期目標
5.	法人の長の理念や運営上の方針・戦略等
6.	中長期計画及び年度計画
7.	持続的に適正なサービスを提供するための源泉 15 (1) ガバナンスの状況 (2) 役員等の状況 ① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴 ② 会計監査人の氏名または名称 (3) 職員の状況 (4) 重要な施設等の整備等の状況 ① 当事業年度に完成した主要な施設等 ② 当事業年度に完成した主要な施設等 ② 当事業年度に処分した主要な施設等 (5) 純資産の状況 ① 資本金の額及び出資者ごとの出資額 ② 目的積立金の申請状況、取崩内容等 (6) 財源の状況 ① 財源の内訳 ② 自己収入に関する説明 (7) 社会及び環境への配慮などの状況 (8) その他源泉の状況 ① 研究開発業務分野 ② 水源林造成業務分野
	③ 森林保険業務分野

# ④ 機構内業務連携

8.	事業運営上の課題・リスク及びその対応策 2 (1) リスク管理の状況	2
	(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9.	業績の適正な評価の前提情報	5
10.	事業の成果と使用した資源との対比	9
	(1) 令和元年度の業務実績とその自己評価	
	(2) 中長期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定状況	
11.	予算と決算との対比	8
12.	財務諸表4	0
13.	財務状態及び運営状況の法人の長による説明情報	8
14.	内部統制の運用に関する情報 5	2
15.	法人の基本状況	3
	(1) 沿革	
	(2) 設立にかかわる根拠法	
	(3) 主務大臣	
	(4) 組織図	
	(5) 事務所の所在地	
	(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
	(7) 主要な財務データの経年比較	
	(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	
16.	参考情報	1
	(1) 要約した財務諸表の科目の説明	
	(2) その他公表資料等との関係の説明	

## 1. 法人の長によるメッセージ

# 森林の恵みを活かす総合力

国立研究開発法人森林研究·整備機構 理事長 浅野 透 (令和2年4月1日就任)



森林は、水循環や大気中の二酸化炭素吸収への深い関わりを通じて、人類の生存に必要な地球環境を形成するとともに、国土保全、水源涵養、林産物生産などの機能によって私たちの日常生活を支えています。とりわけ日本の国土は山地が多く、産業の発展と国民の安心・安全な生活にとって、健全な森林の育成は不可欠です。現在、国土の7割が森林で覆われていますが、その森林の4割は人の手によって造成されてきた人工林で、現在の森の恵みは先人たちの努力の賜物です。そして、その多様な恵みを今後も維持増進させるためには、たえず森林の育成に心を配る必要があります。

また、世界に目を向けると、国連は 2015 年に持続可能な開発サミットを開催し、持続的発展 に向けた開発目標 (SDGs) を定め、森林の持続可能な管理・保全を推進することなどを重要な 課題として位置づけました。

森林研究・整備機構は、このような国内外の課題解決に向け、森林の働きと林業・木材産業、そして林木育種にかかわる研究開発業務を通じて科学技術、行政施策、社会経済活動、国際協力に貢献するとともに、水源林造成業務を通じた水源涵養機能の高い奥地水源林の整備や、森林保険業務を通じた健全な人工林経営の支援を進めています。そして、豊かで多様な森林の恵みを活かした循環型社会の形成に努め、森林環境を基盤とする文化と人類の持続可能な発展に貢献することをミッションとしています。

このミッションを達成すべく、森林研究・整備機構は、研究開発業務を担う森林総合研究所、水源林造成業務を担う森林整備センター、森林保険業務を担う森林保険センターの 3 つのグループからなり、森林の多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展の実現に必要な研究開発をはじめ、その総合力を活かした様々な取組を進めています。令和元年度は、大雨や暴風などの大きな災害が日本各地で発生しました。激甚な災害が多発する中、森林総合研究所と森林保険センターがチームを組んで取り組んできた森林気象害のリスク評価に関する研究成果を報告する公開シンポジウムを開催するなど、国民の皆様の生活を守るために森林の機能を活かした防災・減災研究も推進しています。また、森林整備センターでは、令和元年 10 月に発生した台風第 19 号の暴風雨による災害に対し、宮城県からの支援要請を受け、南三陸町の民有林の林道被害箇所において、森林整備に係る技術等を活かし、災害査定関連業務への支援を行いました。

当機構としてもこのような取組を進めているところですが、私たちの組織だけで全国の、さらに世界の森林問題に対処できるとは思っていません。

森林研究・整備機構は森林にかかわる関係省庁、産業界、教育機関、森林所有者、森林の恵みを受けとる国民の皆様、さらには国際機関との連携を密にして、総合力を発揮する中核的機関としての役割を担っています。皆様のご協力、ご鞭撻を賜ることができれば幸いに存じます。

## 2. 法人の目的、業務内容

## (1) 法人の目的

(国立研究開発法人森林研究・整備機構法 第3条)

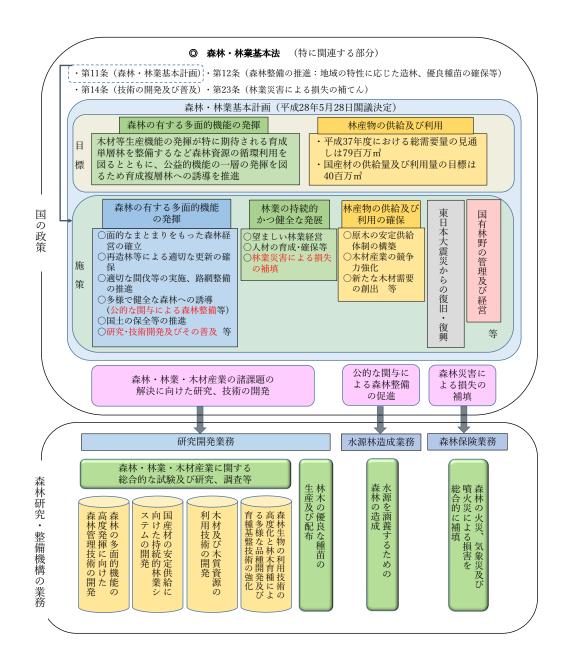
- 1)森林及び林業に関する試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養するための森林の造成等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与し、もって林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資することを目的とする。
- 2) 前項に規定するもののほか、森林保険を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。

#### (2)業務内容

(国立研究開発法人森林研究・整備機構法 第13条、附則 第6条~第11条)

- ・森林及び林業に関する試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。
- ・森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うこと。
- ・林木の優良な種苗の生産及び配布を行うこと。
- ・水源を涵養するための森林の造成を行うこと。
- ・森林保険を行うこと。
- ・これらの業務に附帯する業務を行うこと。
- ・特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業及び緑資源幹線林道事業に係る債権債 務管理業務を行うこと。

## 3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)



機構の業務を実施するための予算は、以下のとおりです。

	予算科目			
① 研究開発業務 運営費交付金 施設整備費補助金ほか				
2	水源林造成業務	国庫補助金ほか		
3	森林保険業務	保険料収入		

## 4. 中長期目標

#### (1) 概要

研究開発業務については、森林・林業基本計画において、試験研究機関等との連携の強化を図り、森林・林業・木材産業が抱える諸課題の解決のための研究及び技術開発を効率的かつ効果的に実施することとされています。

このため、森林研究・整備機構は、中長期的な視点に立ち、森林の多面的機能の持続的な発揮による循環型社会の形成、新たな木材需要の創出や国産材の安定供給体制の構築による林業の成長産業化、中山間地域での雇用創出及び東日本大震災の被災地の復興支援に貢献する研究開発の中核的な役割を担っています。また、林業の成長産業化や森林の多面的機能の持続的発揮のためには、これを担う森林・林業分野の人材の育成や知の基盤強化による科学技術イノベーションの創出が不可欠であり、これらに貢献する必要があります。さらに、「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)及び「森林・林業基本計画」(平成28年5月24日閣議決定)等にも的確に対応しつつ、独立行政法人改革の趣旨を踏まえ、国立研究開発法人として研究開発成果の最大化を目的とするとともに、研究成果の「橋渡し」機能の役割を担うことが求められています。

水源林造成業務については、奥地水源地域であって所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等において、針広混交林等の森林造成を行い、間伐などの森林整備を適切に推進し、水源涵養機能等の公益的機能を高度に発揮させるとともに、「森林・林業基本計画」等に基づき、公的な関与による森林整備を促進するための施策として、研究開発業務との連携による相乗効果の一層の発揮を図りつつ、適切かつ着実に実施することが求められています。

森林保険業務については、「森林・林業基本計画」に基づいた災害による損失の合理的な補填等を行う施策として、火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補償する総合的な保険であり、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネット手段であるとともに、林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の発揮のために必要不可欠なものです。

森林保険については、行政改革・特別会計改革の一環として政府から独立行政法人森林総合研究所(現森林研究・整備機構)に移管されたことを契機に、今後とも着実に推進するとともに、これまで以上に効率的・効果的な業務運営を行い、成長産業化を目指す林業の経営安定等に一層貢献することが求められています。

以上の取組を一体で実施することにより、我が国の森林の多面的機能の高度発揮と林 業の成長産業化を推進し、次世代に向けた森林の保続培養に貢献します。

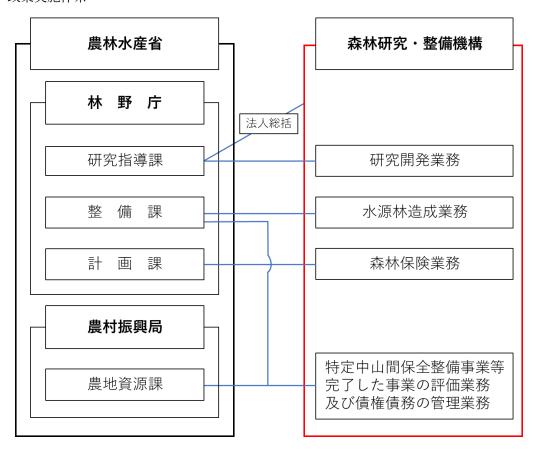
詳細につきましては、第4期中長期目標をご覧下さい。

## (2) 一定の事業等のまとまりごとの目標等

業務内容を基にして4つに区分しています。なお、経理区分については、各業務と財源区分との関係から4つに区分しており、これらの関係は次のとおりです。

一定の事業等のまとまり	勘定区分		
研究開発業務	研究・育種勘定		
水源林造成業務	水源林勘定		
森林保険業務	森林保険勘定		
特定中山間保全整備事業等完了した事業の 評価業務及び債権債務の管理業務	特定地域整備等勘定		

## (3) 政策実施体系



## 5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

# ミッション(森林研究・整備機構の存在意義)

森林・林業・木材産業に係わる研究と、森林の整備や保険を通じて、豊かで多様な森林 の恵みを生かした循環型社会の形成に努め、人類の持続可能な発展に貢献します

## ビジョン(ミッションを果たすための森林研究・整備機構のあるべき姿)

日本の将来にとって、なくてはならない先導的研究を行うとともに、森林の整備や保 険に関する高い専門性を活かした政策を実施する機関となることを目指します

## タスク(ミッションを実現するための具体的役割)

- 1. 科学技術の発展に貢献します
- 2. 安全で豊かな社会の実現に貢献します
- 3. 林業・木材産業の振興に貢献します
- 4. 国際協力の推進に貢献します

## 6. 中長期計画及び年度計画

第4期中長期計画(平成28年4月~令和3年3月)に掲げる項目及びその主な内容と令和元年度の年度計画との関係は次のとおりです。

詳細につきましては、第4期中長期計画及び年度計画をご覧下さい。

(注 1)令和元年度計画の各項目の()内の%は、令和元年度の評価比率を示します。 (小数点以下を四捨五入した関係で、計が一致しないところがあります。)

中長期計画·令和元年度計画対照表

中長期計画(項目等)	令和元年度計画
第1 国立研究開発法人森林研究・整備機構の位置付け及 び役割	
第2 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上 に関する事項	第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上 に関する目標を達成するためとるべき措置(70%)
1 研究開発業務	1 研究開発業務 (35%)
(1) 研究の重点課題	(1) 研究の重点課題
ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術 の開発	ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術 の開発
(ア)森林生態系を活用した治山技術の高度化と防災・ 減災技術の開発	(ア)森林生態系を活用した治山技術の高度化と防災・ 減災技術の開発
a 山地災害発生リスクの予測と森林の防災機能の変動 評価	a 山地災害発生リスクの予測と森林の防災機能の変動 評価 海岸防災林の津波に対する耐性を強化するために 必要となる健全な根系発達に必要な生育基盤盛土の 土壌条件を明らかにする。

- b 森林の水源涵養機能を高度に発揮させる技術の開発
- b 森林の水源涵養機能を高度に発揮させる技術の開発 森林施業が森林の水源涵養機能に与える影響を評価するた め、林冠構造の違いによる水・物質移動の変動に及ぼす影響 を明らかにする。
- c 森林気象害リスク評価手法の開発
- c 森林気象害リスク評価手法の開発

倒木発生リスク評価と気象環境推定に基づいて、風害リス クマップを広域的に作成し、風害リスクの地域特性を明らか にする。

d 森林生態系における放射性物質の動態把握と予測モデルの開発

d 森林生態系における放射性物質の動態把握と予測モデルの開発

森林内の放射性セシウム分布の調査を継続し、原発 事故後の経年的な推移を明らかにするとともに、長期 モニタリング成果や森林総合研究所で整備した放射 性セシウム動態データベースを活用し、森林の将来の 汚染状況を予測するモデルを開発する。

- (イ) 気候変動の影響評価技術の高度化と適応・緩和技 術の開発
- (イ) 気候変動の影響評価技術の高度化と適応・緩和技 術の開発
- a 長期観測による森林・林業への気候変動影響評価技 術の高度化
- a 長期観測による森林・林業への気候変動影響評価技 術の高度化

CO2 フラックス観測データの精緻化のため、日本の主要樹種の群落 CO2 吸収量の年変動とその環境依存性を評価する。また、これまで研究が十分にされていない亜寒帯域林生態系における炭素・窒素蓄積に対する温暖化影響を明らかにするため、厚く林床に生育する蘚苔地衣類の寄与を評価する。

- b 生態系機能を活用した気候変動適応及び緩和技術の 開発
- b 生態系機能を活用した気候変動適応及び緩和技術の 開発

気候変動対策のための制度・資金メカニズムについて、森林分野の緩和策・適応策・生態系保全策それぞれの対策間のシナジー効果を最大化する仕組みを明らかにする。また、開発途上国において様々な条件の下で実施される REDD プラスプロジェクト活動により達成される排出削減の効果を、開発途上国が適切に評価し、クレジットを配分するための手法を確立す

- (ウ) 生物多様性の保全等に配慮した森林管理技術の開発
- (ウ) 生物多様性の保全等に配慮した森林管理技術の開
- a 生物多様性保全等の森林の多面的機能の評価及び管 理技術の開発
- a 生物多様性保全等の森林の多面的機能の評価及び管 理技術の開発

森林のもつ3種以上の多面的機能について地図上に 図示する空間評価モデルを開発し、多面的機能の相互 関係を明らかにするとともに、森林生態系の定量的評 価手法を提案する。絶滅危惧種ニホンライチョウの統 合的保全手法を提案する。

b 環境低負荷型の総合防除技術の高度化

b 環境低負荷型の総合防除技術の高度化

ニホンジカによる造林地への加害を防ぐために設置 される様々な防鹿柵についてその効果を明らかにし、 設置・運用上の課題を提案する。ヒバ漏脂病の抵抗性 判別のための接種検定法を開発し、発病率低下効果の 実証試験によりヒバ漏脂病の施業方法の工夫による回 避方法を提案する。

- イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開 発
- (ア) 持続的かつ効率的な森林施業及び林業生産技術の 開発
- a 地域特性と多様な生産目標に対応した森林施業技術 の開発
- b 効率的な森林管理手法及び先導的な林業生産技術の 開発
- (イ) 多様な森林資源の活用に対応した木材供給システムの開発
- a 持続的林業経営と効率的流通・加工体制の構築に向けた社会的・政策的対策の提示

b 地域特性に応じた木質エネルギー等の効率的利用システムの開発

- イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開 発
- (ア) 持続的かつ効率的な森林施業及び林業生産技術の 開発
- a 地域特性と多様な生産目標に対応した森林施業技術 の開発

針葉樹人工林の伐採前の前生広葉樹密度から伐採 後の更新個体数を予測し、人工林の広葉樹林化の可能 性を評価する指標を提示する。森林施業の効率化のた めに、車両走行及び車両系機械地拵えが、植栽後の雑 草成長と初期保育へ与える効果と影響を評価する。

b 効率的な森林管理手法及び先導的な林業生産技術の 開発

造材作業における素材の品質判定用のセンサ類を 実装したハーベスタを開発し、品質計測性能を評価す る。森林利用者の健康向上に資する森林管理のため に、疫学調査をもとに森林散策頻度と生活習慣病との 関連を検証する。

- (イ) 多様な森林資源の活用に対応した木材供給システムの開発
- a 持続的林業経営と効率的流通・加工体制の構築に向 けた社会的・政策的対策の提示

新たな森林管理システム推進のために、森林組合の 今後の事業展開と林業労働者の質的量的な変化を分析し、森林所有者を補完する森林管理の担い手として の課題と解決策を提示する。人工林の資源保続と有効 利用に向けた情報提示のために、カラマツの地位分布 等の生産基盤を北海道においてモデル化し、需給マッチング方策の提案を行う。

b 地域特性に応じた木質エネルギー等の効率的利用システムの開発

チップ生産の効率化のため、破砕原料の寸法や樹種の違いによる、チップ化時の消費エネルギーや破砕コストの差異を明らかにする。早生樹利用拡大のため、新たな取組として、地域で入手可能な資源を有機肥料として有効利用する観点から、家畜排せつ物を使用したヤナギの超短伐期施業の収穫量やコストを試算する。

- ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発
- (ア) 資源状況及びニーズに対応した木材の利用技術の 開発及び高度化
- a 原木等の特性評価技術の開発及び製材・乾燥技術等 の高度化
- ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発
- (ア) 資源状況及びニーズに対応した木材の利用技術の 開発及び高度化
- a 原木等の特性評価技術の開発及び製材・乾燥技術等 の高度化

丸太品質の非破壊測定技術高度化に向けて、錘の付着により打撃音の共振周波数が低下することによりヤング率等を推計する質量付加振動法について、測定精度の向上と製材工場等でも適用可能な方法の開発のため、錘の加除に替えて丸太端部の鋸断前後の共振周波数の差違を用いた場合の測定精度を明らかにす

る。国産早生樹の利用可能性を検討するため、材の密 度や含水率等の基礎データを蓄積するとともに、製材 時の送り速度等の適切な加工条件を提案するために、 製材時の消費電力量や切削力等を測定して加工の難 易等の鋸断特性を明らかにする。 b 新規木質材料利用技術、構造利用技術及び耐久性付 b 新規木質材料利用技術、構造利用技術及び耐久性付 与技術の開発 与技術の開発 合板、削片板等の木質面材料を構造用途で用いるた めの耐水性能の評価方法を開発する。木材の木取りが スギ CLT ラミナのせん断強度に与える影響を明らか にする。屋外で使用する難燃処理木材からの薬剤の溶 脱現象を短期間で評価するための試験条件を明らかに する。 (イ) 未利用木質資源の有用物質への変換及び利用技術 (イ) 未利用木質資源の有用物質への変換及び利用技術 の開発 a 多糖成分等を利用した高機能・高付加価値材料の開 a 多糖成分等を利用した高機能・高付加価値材料の開 セルロースナノファイバー(CNF)実用化を促進す るため、一貫製造プロセスで生産する CNF の製造コ ストを、前中期計画の最終年度 (平成 27 年度) での実 績値から25%削減する b リグニンの高度利用技術の開発 b リグニンの高度利用技術の開発 改質リグニン製造技術において、高付加価値な改質 リグニンの製造と、高付加価値用途に展開可能な副産 パルプの製造を同時に達成するため、改質リグニン製 造条件と、改質リグニン及び副産パルプの物性との関 係を明らかにする。 c 機能性抽出成分の抽出・利用技術の開発 c 機能性抽出成分の抽出・利用技術の開発 国産材を原料として製造した醸造・蒸留アルコール の香り等の含有成分に関する化学的な特徴を明らか にし、最適な製造条件を確立する。 エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様 エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様 な品種開発及び育種基盤技術の強化 な品種開発及び育種基盤技術の強化 (ア) 生物機能の解明による森林資源の新たな有効活用 (ア) 生物機能の解明による森林資源の新たな有効活用 技術の高度化 技術の高度化 a 樹木の生物機能の解明とその機能性の新たな有効活 a 樹木の生物機能の解明とその機能性の新たな有効活 用 気候変動等の環境変化に対する樹木の応答を予測可能に するため、スギなどにおいてゲノム情報と環境要因との関連 性を調べ、適応等に関わる遺伝子領域を明らかにする。 樹木の環境ストレス耐性や代謝産物に関わる遺伝子情報 を整備するため、樹木の代謝(窒素同化、炭酸同化、アルミ ニウム無毒化タンニン合成など) に関連する酵素遺伝子の機 能を解明する。 樹木が有する様々な機能を有効活用する大量増殖などの 技術を高度化するため、ヒノキ科樹木について単一細胞から の個体再生条件を解明する。

b きのこ及び微生物が有する生物機能の解明と新たな

高級菌根性きのこの栽培技術を開発するため、マツタケ

b きのこ及び微生物が有する生物機能の解明と新たな

有効活用

の子実体原基形成に適した栽培条件を明らかにする とともに、マツタケ菌を凍結保存可能となる条件を確 立する。また、国産トリュフ感染苗の野外植栽後のト リュフ菌の定着条件を明らかにする。

微生物を利用した、木質成分から新規有用物質への 変換技術の開発を進めるため、リグニン代謝産物であ る新規有用物質 2-ピロン 4.6-ジカルボン酸(PDC) の生成過程おいて、代謝物質の挙動を網羅的に捉える ことのできるメタボローム解析での精査を行うこと により、PDC生産技術の低コスト化を進める。

- (イ) 多様な優良品種等の開発と育種基盤技術の強化
- a エリートツリーと優良品種の開発及び高速育種等の
- 育種技術の開発
- b 林木遺伝資源、バイオテクノロジー、国際協力等に よる育種・普及技術の開発

- (イ) 多様な優良品種等の開発と育種基盤技術の強化
- a エリートツリーと優良品種の開発及び高速育種等の 育種技術の開発

検定等の進捗状況を踏まえ、エリートツリーについ ては概ね 65 系統、初期成長が優れた品種等の優良品 種については概ね25品種を目標として開発する。

また、地球温暖化や花粉症等に対応するための優良 品種等の早期開発に対応可能な高速育種技術等の育種 技術の開発を進める。

b 林木遺伝資源、バイオテクノロジー、国際協力等に よる育種・普及技術の開発

優良品種等の遺伝子型の決定と原種苗木配布シス テムの開発を引き続き進めるとともに、特定母樹等原 種苗木の需要の増大に対応するため、施設等を用いた 原種苗木増産技術の開発を進める。

林木遺伝資源の利用促進に資するため、新たな需要 が期待できる早牛樹種のコウヨウザンについて、優良 系統の選抜及び効果的な増殖方法の開発を進める。

無花粉スギの創出にかかるゲノム編集技術の開発 を行うため、スギの花粉形成に関与する遺伝子の改変 を進める。

地球温暖化に伴う気候変動への適応策に資するた め、ケニア森林研究所との共同研究(JICA技術協 力事業)により、乾燥に強いケニアの郷土樹種(メリ ア及びアカシア)の検定林のデータ収集及び解析を進 めるとともに、成長量等の特性評価に着手する。

- (2) 長期的な基盤情報の収集、保存、評価並びに種苗 の生産及び配布
- (2)長期的な基盤情報の収集、保存、評価並びに種苗の 生産及び配布

長期的な基盤情報を収集するため、収穫試験地等に おける森林の成長・動態調査、森林水文、渓流水質、 気象等の長期モニタリング、木材の識別等基盤的情報 の収集等を継続して実施する。特に木材についてデー タベースによる公開を進める。

また、きのこ類等森林微生物の遺伝資源について、 対象を適切に選択しつつ概ね 50 点を目処に探索・収 集し、増殖・保存及び特性評価等を行う。

薬用等の機能性樹木としての需要が期待できるキ ハダ及び突き板等での利用が期待されているユリノ キについて、優良系統の選抜が可能な母集団の作成を 進めるとともに、育種素材等の収集、保存及び発芽特 性等の調査を進める。また、配布申請に従い、林木遺 伝資源を配布する。

開発された優良品種等の原種苗木等について、都道 府県等の要望する期間内に全件数の 90%以上を配布

	することを目標に、計画的な生産と適期配布に努め
	<b>ప</b> .
(3)研究開発成果の最大化に向けた取組	(3)研究開発成果の最大化に向けた取組
ア 「橋渡し」機能の強化	ア 「橋渡し」機能の強化
(ア) 産学官及び民との連携、協力の強化	(ア)産学官及び民との連携、協力の強化 森林総合研究所に配置した産学官民連携推進担当
	研究コーディネーター及び産学官連携・知財戦略室、各支所に配置した産学官民連携推進調整監による連携・協力体制をベースに、民間企業、大学、地域公設試等を含めたより大きな連携の仕組みを強化する。また、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第63号)に基づく出資並びに人的及び技術的援助に関する業務の実施に対応できるよう、「研究開発法人による出資等に係るガイドライン」(平成31年1月17日内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)・文部科学省科学技術・学術政策局決定)を踏まえ、必要な規程の整備を行う。
(イ) 研究開発のハブ機能の強化	(イ)研究開発のハブ機能の強化
	森林総合研究所に配置した地域イノベーション推進担当研究コーディネーター及び地域連携戦略室、各支所に配置した地域連携推進室により、森林総合研究所及び支所が一体となって、地域の関係機関とのハブとなり、地域課題の抽出、外部資金の獲得、研究開発による課題の解決、研究成果の地域への普及を行う。全国に存在する水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用して、施業技術や森林管理手法等の研究開発を推進する。また、研究開発部門と水源林造成部門との情報交換会や研究者を講師とした整備局の検討会等を通じ、研究者等による指導・助言を行い、研究開発の成果・知見を活用した水源林造成業務における森林整備技術の高度化を支援するとともに、森林所有者や林業事業体に対する研究成果の「橋渡し」に継続して取り組む。 森林総合研究所林木育種センター及び育種場についても、林木育種のハブとして、地方の行政機関、研究機関、大学、関係団体、民間企業等との連携強化を図るため、各種会議の開催や技術指導等を行う。 さらに森林総合研究所に配置した国際連携推進担当研究コーディネーター及び国際連携・気候変動研究拠点により、気候変動研究、国際共同研究を効率的に推進し、国際会議等における「成果の橋渡し」を行う。
イ 研究開発成果等の社会還元	イ 研究開発成果等の社会還元 研究開発で得られた成果や科学的知見等を社会に
	研究開発で得られた成果や科学的知見等を社会に 普及、還元するため、行政や林業団体、民間企業等に 対する講師派遣、講習会開催、技術指導や助言等を積 極的に行うほか、研究所が有する高度な専門知識や専 門技術を必要とする木材等の鑑定や各種分析、調査の 依頼に対応する。 研究開発成果を、戦略的な知的財産管理を踏まえた 上で、国内外の学術雑誌の論文や学会発表等により速 やかに公表する。

	さらに、開発した優良品種等の早期普及を図るため、都道府県等に対し、採種園等の造成・改良に関す
	る講習会を合計 20 回を目標に開催する。
ウ 研究課題の評価、資源配分及びPDCAサイクルの 強化	ウ 研究課題の評価、資源配分及びPDCAサイクルの 強化 外部の専門家・有識者を招いた研究評価会議を開催 し、研究課題の評価を実施する。外部評価の結果を踏 まえ、社会情勢の変化に応じた機動的な課題の見直し 等を行い、研究開発成果の最大化に努める。
2 水源林造成業務	2 水源林造成業務 (12%)
(1) 事業の重点化	ア 事業の重点化 効果的な事業推進の観点から、事業の新規実施については、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所に限定する。(重点化率100%実施)
(2) 事業の実施手法の高度化のための措置 ア 公益的機能の高度発揮	イ 事業の実施手法の高度化のための措置 (ア)公益的機能の高度発揮 水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続 的かつ高度に発揮させる観点から、新規の分収林契約 については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期 で、かつ主伐時の伐採面積を 縮小、分散化する施 業方法に限定した契約とする。 また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長 伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施 業方法を見直す。
イ 事業の効果的・効率的な実施	(イ) 事業の効果的・効率的な実施 ① 事業実施過程の透明性の確保を図りつつ、事業の効果的・効率的な実施に努めるため、チェックシートを活用し、事業を実施する。(チェックシート活用率100%実施) ② 森林整備事業全体の動向を踏まえつつコスト削減に向けた取組を徹底する。
ウ 搬出間伐と木材利用の推進	(ウ)搬出間伐と木材利用の推進 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や 循環型社会の形成はもとより、林業の成長産業化等に も資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、作 業道の丸太組工法などにおいて間伐材を含む木材の 有効利用の推進に努める。
3 森林保険業務の推進	3 森林保険業務の推進 (12%)
(1)被保険者へのサービスの向上	(1)被保険者へのサービス向上 森林保険契約の引受けや保険金の支払い等につい て、必要な人材の確保、事務の簡素化、システム化に よる各種手続の効率化、マニュアル化や研修の充実に よる業務委託先を含めた業務実施体制の強化や迅速 な保険金の支払い等の取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。 なお、国の災害査定が、災害発生から2~3ヶ月以 内としていることを参考に、保険金の支払いの迅速化 に向けた取組の目安として、損害実地調査については、 林道崩壊や積雪等により早期の調査が困難な場合、干 害等において枯死していることを確定する上で経過観 察のため一定の期間が必要な場合など、損害実地調査 終了までに時間を要する特段の要因がない場合は、基 本的に損害発生通知書を受理してから調査終了までを 3ヶ月以内とするために業務実施体制の強化、新技術 の導入等について検討する。

災害によって林業の再生廃が関害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の 競技及び向上を図るため、森林保険の加入見違に向けた方針を定割的に作成し、それに即した戦略的な取組を推過する。 なお、その際の目安として、基本的に下記の基準を満たすこととする。 ① ホームページの選次更新や広報記の4 回以上の発行等を通し、森林所有者や森林経営活画作成者等に森林保険の難愛を最新の前標と記書画作成者等に森林保険の難愛を最新の前標と記書画作成者等を森林保険の制度と提供し、各都追信用、市町村、森林相合等を対象に、パンフレットやボスター等を幅広く配布・設置する (3,000 箇所以上設置)。 ② 関係諸機関と連携し、少本くとも3 年に1 度は各都道解型・1 回ずら間能力を言及に動を実施する (15 回以上生態)・2 た。森林康を担め 大器を管性を対する部母をや (4) カーボール (4) 内部がイナンターネットを活用した情報提供等も構動のに行う。 ② 森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然実書の発生飼かなどの地址的特殊を発金して全国を被のプロックに分けて、新規加入の拡入及び継続加入の推進などの地域的対象を対象に、自然実書の発生飼かなどの地域的対象を対象に、自然実書の発生飼かなどの地域的対象を対象に、自然実書の発生飼かなどの地域的対象を対象に、自然実書の発生飼かなどの地域的対象を対象に、自然実書の大きの地域的に対象を検索を引きるとの関係を発生自動に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する (4) 内部がイナンスの高度化 (3) 引受条件 平成 31 年 4 月から適田する保険料率や割引等の引受条件の定質内容について森林所有者へのお知らま等を確実に実施する。また、引き続き森林整備に必要な専用、本材価格等の林業を確認とないの表情に必要な有用、本材価格等の林業を取りませた。1 (4) 内部がイナンスの高度化 金織業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により情談される統分リスク管理委員を2 2 回以上間に入来教徒と対しの表情を表情を対しまな表情で管理 (12%) (1) 特定中山間院全整備事業等完了した事業の評価及び債権債務の管理 (12%) (4) 内部がイナンスの高度化 金織業務の特性を踏ままた財務の健全性及び適正な業務の対象は及び負担金に係る。 本教師情報の変化等に関する基礎的情報の構造を発信する業務 平実実施定了後の評価に関する業務 平実整の真理な必要ない負担金に係る情報の表現などの技術を要に関する業務 ・ 本妻実施定了後の評価に関する業務 ・ 本妻実施定了後の評価に関する業務 ・ 本庭は関する業務 ・ 本庭は関する ・ 本庭が関する ・ 本庭は関する ・ 本庭が関する ・ 本庭は関する ・	(2)加入促進	(2)加入促進
#持及び向上を図るため、森林保険の加入促進に向けた方針を定期的に作成し、それに即した戦略的な取組を推進する。 なお、その際の目安として、基本的に下記の基準を満たすこととする。 ① ホームページの選交更新や広報誌の4回以上の発行等を連び上、森林的信報等をわかりやすく業行等を通じ、森林的有者や森林経営計画作成者等に森林保険の概要や最新の情報等をわかりやすく業行する。 ② 関係諸機関と連携し、各都道府県、市町村、森林組合等を対象に、パンフレットやボスター等を掲広く配布・設置する (3,000 商所以上設置)。 ③ 関係諸機関と連携し、各都道府県、市町村、森林組合等を対象に、パンフレットやボスター等を掲広く配布・設置する (3,000 商所以上設置)。 ③ 関係諸機関と連携し、外なくとも3 年に1 度は各都道府県で1回ずの開催することを念頭に、都道の関係等を全国的に行うなど効果的な育気活動を実施する (15 回以上実施)。また、森林療を主た潜いを実施して全国を被放ファックに対けて、新規加入の拡大及び継数加入の推進などを旧消に行う上で必要な体保険業務の能力由上を図の修修等を全面のに実施して全国を被放フィックに対し、高校の大の拡大及び継数加入の推進などを旧消に行う上で必要な体保険業務の能力したとの音修等を全面に実施した。 (3) 引受条件 平成 31 年 4 月から適用する保険料率や割引等の引受条件の改定が存ったのよ知らも等を確実に実施する。また、引き終ま高体整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の超点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直し必要性について検討を行う。また、引き終ままの計算を発行の企業を設定すると関係と解析を定して適定な表的体質を踏まえた財務の他を性及び適正な業務の林業を開いた。 (4) 内部がパナンスの高度化  4 特定中山間保全整備事業等の上間に高度する業務 あるに関する業務 大き間間保入主発 の評価に係る調査 (社会経済情勢の変化等に関する業務 人会経済情勢の変化等に関する業務 大き間に関する業務 株造の間波とは食ま事での評価に関する業務 株造の間波とは食ま事での評価を係る調査(社会経済情勢の変化等に関する業務 内間に関する業務 株造の間波とは食具事を開いた。と確実に行う。4 事実実施定で後の評価に関する業務 株造の間波とは食ま事を確認を及び負担金に係る 株産関語を理に関する業務 株造の間波とは食ま事を確認を及び負担金に係る機能費集まで中山間保全整備事業等の自建を保に係る 株産債務 管理に関する業務 株造の間辺とは食ま事業の関連を及び負担金に係る機能費集まで中山間保全整備事業等の自建を保に係る情報で表に関する業務 株造の情報を理に関する業務 株造の間に関する業務 株造の情報を理に関する業務 株式の情報を理に関する業務 株式の情報を理に関する業務 株式の情報を理に関する業務 株式の情報を理に関する業務 は、1 を表述しれば、1 を表述しませ、1 を表述しれば、1 を表述しないませ、1 を表述しれば、1 を表述しませ、1 を表		
た方針を定期的に作成し、それに即した戦略的な取組を推進する。 なお、そら際の目安として、基本的に下記の基準を満たすこととする。 ① ホームページの遅次更新や広報誌の4回以上の発行等を通じ、表検所有者や森林経営計画作成者等に森林保険の概要や最新の情報等をわかりやすく発信する。 ② 関係諸機関と連携し、各都道府県、市町村、森林組合等を対象に、パンフレットやボスター等を福伝、配布・設置する(3,000箇所以上設置)。 ③ 関係諸機関と連携し、少なくとも3年に1度は各都道府県、市町石及び大環機森林所省省向けの説明会等を全国的に行うなど効果的な意だ減動を実施でいまった。対する説明のをおいまいまった。対する説明のをおいまいまいまいまいます。 (4) 同以上実施。また、森林施業を担う林業経営体等に対する説明を中心と切けて、新規加入の拡入及び機能加入の拡入及び機能加入の拡入及び機能加入の拡入及び機能加入の拡入及び機能加入の拡入及び機能加入の拡入及び機能加入の拡入及び機能加入の拡入及び機能加入の拡入及近機を対の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のプロックに分けて、新規加入の拡入及び機能加入の指数と及び機能の発生の発生の治理が表であった。 (4) 内部ガイナンの温度化 (3) 引受条件 (4) 内部ガイナンのにのよりな情報等を全国的に実施した。森林所有者に対し適切とサービスの担と地域と考慮して全国を複数ので加入を指数である。また、引き後き森林整備に必要を費用、木材価格等の林業を取り象く情勤等を踏まえつい、保険運営の安定性の確保、建設を素務の特を応じている外帯が高着等により構成される統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財格状況やリスク管理表況を専門的に点放する統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財格状況やリスク管理表況を専門的に点放する統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財格状況やリスク管理表別を専門的に点放する統合リスク管理表別を専門的に点放する統合リスク管理を発命事業等の事業実施定す後の評価を関しても、対策定・対策を表明を表現して、大きな研究を表情の表現を指し、対策定・関する業務 (4) 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価及び機能資務の管理 (129) (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 林道の開設文は改良事業の関係の企業を指しまな表別を対策を関係を指しませた。 (2) 債権債務管理に関する業務 林道の開設文は改良事業の関連を及び負担金に係る 指定 (4) 有定 (4) 内部ガイオ (4)		するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の
を推進する。 なお、その際の目安として、基本的に下記の基準を満たすこととする。 ②) ボームページの深次更新や広福誌の4回以上の 発行等を選し、森林所有者や基林終常計画作成者等 に森林保険の概要や最新の情報等をわかりやすく 発信する。 ③ 関係諸機関と連携し、各都道所県、市町村、森林相 合等を対象に、バンフレットやポスター等を個広く 配布・設置する (3,000 簡新以上設置)。 ③ 関係諸機関と連携し、各都道所県、市町村、森林相 合等を対象に、バンフレットやポスター等を個広く 配布・設置する (3,000 簡新成り上設置)。 ④ 関係諸機関と連携し、少なくとも3年に1度は各 都道所県で1回ずつ開催することを念頭に、部間の場合を 全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する (15) 回以上実施。また、森林庭孝を担ち本保証体等 に対する説明会やインターネットを活用した情報提供 等も微磁的に行う。 ④ 森林所着との歌口である森林組合系統を対象 に、自然実書の発生傾向など地域的特徴を考慮し て全国を複数のブロックに分けて、新規加入の拡大 及び機能加いの推進などを円滞に行う上で必要な森林保険業務の能力した図との影響を全国的に実施 し、森林所有名に対し適切なサービスの提供を促進 する (年6回以上実施)。  (3) 引受条件 平成 31年 4月から適用する保険料率や割引等の引 受条件の改定的容について森林所有者へのお知らせ等 を確実に実施する。 また、引き続き森林整備に必要な費用、木材価格等 の体業を取り巻く省情勢を着まえの、保険運営の安定性の確保、液保険者のサービスの過上の起点から、保険料率、保険企館の解揮をむじるかとする引受条件の 見直の必要状について検討を行。  (4) 内部がパナンスの高度化 金融業務の特性を踏まえた思核の健全性及び適正な 素務に対している。と使いといる統合リスク管理を員会を2回以上開催し、森林保険 業務の財格依状況やリスク管理状況を専門的に点検する を検査が合いより構定を専門的に点検する を検査が合います。と使いに関する業務 体定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 体定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 体定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 体定中山間保全整備事業等の事業と能完了後の評価に関する業務 株面の間設入は改良事業等が		維持及び向上を図るため、森林保険の加入促進に向け
なお、その際の目安として、基本的に下記の基準を 満たすことする。		た方針を定期的に作成し、それに即した戦略的な取組
満たすこととする。 ① ホームページの逐次更新や広報誌の4回以上の発行等を通じ、森林保険の概要や最新の情報等をわかりやすく発信する。 ② 関係諸機関と連携し、各都適府県、市町村、森林組合等を対象に、バンフレットやボスター等を値広が、配布・設置する (3,000 箇所以上設置) ③ 関係諸機関と連携し、少なくとも3年に1度自合器道所県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を全国的に行うなど効果的な普及活動を実施し、福道府県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を全国的に行うなど効果的な普及活動を実施し、指述所・教育を関係して行うなど効果的な普及活動を実施で、対する説明会やインターネットを活用した情報提供等も機極的に行う。 ② 森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴なる態し、て全国を援めのプロッと分けて、新規とを提供を表し、企業を関係の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの最近に大変を強し、表林所有者に対し適切なサービスの最近に大変を発用、木材価格等の、また、引き続き森体整備に必要な費用、木材価格等の構築を取り参く情勢等を踏まえつつ、保険運営の産保、被保険者の要中の立定内容について森林所有者へのお切らせ等を確実に実施する。また、引き続き森体整備に必要な費用、木材価格等の株業を取り参く情勢等を踏まえつつ、保険運営から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の支近性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見近しの必要性について検測を行うまで持つ、保険対率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見近しの変性について検測を行うと対し、経験に対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対		を推進する。
(3) 引受条件  (4) 内部ガバナンスの高度化  (5) 債権債務管理に関する業務  (6) 存在中華等等の事業実施完了後の評価に関する業務  (7) 対定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務  (8) 対策と明する業務  (9) 政権権債務管理に関する業務  (1) 対策と明問保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務  (2) 債権債務管理に関する業務  (3) 対策と組織を発明する業務  (4) 内部がは、力を発生の事業を対した事業の評価及び債権債務の管理 (12%)  (5) 債権債務管理に関する業務  (6) 保権債務管理に関する業務  (7) 対策と明問保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務  (7) 対策と明問保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務  (8) 対策と明知に最初に最初によりを確定した。対策の計画は、直接対し、自然を対し、対し、自然を対し、対し、自然を対		
発行等を通じ、森林所有者や森林経営計画作成者等に森林保険の概要や最新の情報等をわかりやすく 発信する。 ② 関係諸機関と連構し、各都適所県・市町村、森林組 合等を対象に、バンフレットやボスター等を細広く 配布・設置する (3,000 箇所以上設置) ③ 関係諸機関と連構し、少なくとも3 年に1度は各 都適所県で1回すっ間申することを念頭に、都適所 県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を 全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する (3,000 箇所以上設置) ・ 森林所有者のいた当及活動を実施する (3,000 箇所以上設置) ・ 森林所有者のの古りな音及活動を実施する (3) 引要・経験のプロックに分けて、新規加入の批准をと日間を行う。 ・ 全種教のプロックに分けて、新規加入の批准をと日間を行う。 ・ 全種教的に行う。 ・ 全種教のプロックに分けて、新規加入の批准をと日間を持ち上で必要な森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然災害の潜生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、新規加入の批准なと日間を行う。 ・ (3) 引受条件 ・ ア成、31 年 4 月から適用する保険料率や割引等の引受条件の改定内容について森林所有者へのお知らせ等を確実に実施する。また、引き続き森林繁備に必要な費用、木材価格等の株業を取り巻く情勢等を踏まえつつ。保険運営の安定性の確保、被険金額の精準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。 ・ (4) 内部ガバナンスの高度化 ・ 特定中山間保全整備事業等の力・実施に入後の対した対策が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表		
に 森林保険の概要や最新の情報等をわかりやすく 発信する。 ② 関係諸機関と連携し、各都道府県、市町村、森林組 合等を対象に、バンフレットやボスター等を幅広く 配布・設置する(3,000 箇所以上設置)。 ③ 関係諸機関と連携し、少なくとも3年に1度は各 都道府県で1回ずつ開催することを会頭に、都道府 駅、市町村及び大規森林所有者のけつ設明会を 全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する(15 回以上実施)。また、森林施業を担う林業経管体等に 対する認明会やインターネットを活用した情報提供 等も積極的に行う。 ④ 森林所有者との窓口である森林組合系統を対象 に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮し て全国を複数のブロックに分けて、新規加への拡大 及び継続組入の推進などを円滑にアセで要な森 林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施 し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進 する(年6回以上実施)。  (3) 引受条件		
発信する。 ② 関係諸機関と連携し、各都道府県、市町村、森林組合等を対象に、バンフレットやボスター等を幅広く配布・設置する(3,000 箇所以上設置)。 ③ 関係諸機関と連携し、少なくとも3年に1度は各都道府県で1回ずつ開催することを変類に、都道府県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する(15回以上実施)。また、森林施業を担け、林養経管体等に対する説明会やインターネットを活用した情報提供等も機械的に行う。 ④ 森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のプロックに分けて、新規加入の拡大及び継続加入の推進などを円滑に行う上で必要な森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者との部口向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者の地方的である。また、引き続き森林整備に必要な費用、木材価格等の株業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険選等の安定性の確保、被保険者へのサービスの自上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の規密、放保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の規密、放保の対して、対対がナシスの高度化  (4) 内部がパナンスの高度化  (4) 内部がパナンスの高度化  (4) 内部がパナンスの高度化  (5) 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価及び債権債務の管理(12%)。 (6) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 ア 事業実施完了後の評価に係る調査(社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成。)を確実に行う。 (7) 債権債務管理に関する業務 株直の開設又は改良事業の課課金及び負担金等に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係		
② 関係諸機関と連携し、各都道府県、市町村、森林組合等を対象に、バンフレットやボスター等を幅広く配布・設置する (3,000 箇所以上設別) ③ 関係諸機関と連携し、少なくとも3年に1度は各都道府県で1回ずつ開催することを会頭に、都道所県、市町村及び大規模森林所有者自り之影明会等を全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する (15回以上実施)。また、森林施業を担う林業経管体等に対する説明会やインターネットを活用した情報提供等も機械的に行う。 ④ 森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に会験実施発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、新規加入の拡大及び継続加入の推進などを円滞に行う上で変な森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する (年6回以上実施)。  (3) 引受条件 平成 31 年 4 月から適用する保険料率や割引等の引受条件の改定内容について森林所有名へのお知らせ等を確実に実施する。また、引き続き森林整備に必要な費用、木林価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険程置のから、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の反応しの必要性について検討を行う。 (4) 内部がパナンスの高度化 (4) 内部がパナンスの高度化 金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務の財務状況やリスク管理表別会を行う。 (4) 内部がパナンスの高度化 金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務の財務性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務の財務性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務の財務状況やリスク管理表別を身合に対して、金融、大部で開放して、金融、大部で開放して、金融、大部で開放して、大部で中川間保全整備事業等の主要、大部、大部で、大部で、大部で、大部で、大部で、大部で、大部で、大部で、大部で、		
一合等を対象に、バンフレットやボスター等を幅広く配布・設置する(3,000 箇所以上設置)。 ③ 関係諸機関と連携し、少なくとも3 年に1 度は各都道府県で1 回ずの開催することを念頭に、都道府県、市町村及び大規模森林所有者向りの認明会等を全国的に行うなど効果的な普及近勤を実施する(15) 回以上実施り。また、森林施業を担う林業経営体等に対する説明会やインターネットを活用した情報提供等も積極的に行う。 ④ 森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、新規加入の拡大及び継続加入の推進などを円滑に行う上で必要な森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する(年6回以上実施)。 (3) 引受条件 平成 31 年 4 月から適用する保険料率や割引等の引受条件の改定内容について森林所有者へのお知らせ等を確実に実施する。また、引き続き森林整備に必要な費用、木材価格等の株業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者を入のサービスの自止の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。 (4) 内部がパナンスの高度化 (5) 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価など情報情務の管理 (12%) (17年末の評価及び情報信務の管理 (12%) (17年末の計画に直検する業務) (17年末の計画に対して情報信務の管理 (12%) (17年末の計画に対して情報信務の管理 (12%) (17年末の計画と整備事業等の事業実施完了後の評価に係る調査(社会経済情勢の変化等に関する業務) 水道の開設又は改良事業の課金及び負担金に係る情報債務、特定中山間限全整備事業等の負担金等に係る情報債務、特定中山間限全整備事業等の負担金等に係		
配布・設置する (3,000 箇所以上設置)。 ③ 関係諸機関と連携に、少なくとも3年に1度は各都道所県で1回すつ開催することを念頭に、都道所県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を全国的に行うなど効果のを普及活動を実施する(15回以上実施)また。森林施業を担りた業務に等に対する説明会やインターネットを活用した情報提供等も積極的に行う。 ④ 森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、新規加入の拡大及び継続加入の推進などを刊落う上で必要な森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する(年6回以上実施)。また、引き続き森林解に必要な春林保険者の能力も追用する保険料率や割引等の引受条件の改造内容について森林所有者へのお知らせ等を確実に実施する。また、引き続き森林解に必要な費用、水価格等の本業を取り参く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行った。保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行います。 (4)内部がパナンスの高度化 ・ 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価のた。		
(3) 関係諸機関と連携し、少なくとも3年に1度は各都道所県で1回ずつ開催することを念頭に、都道所県、市町科及び大規模素株所名者向けの説明会等を全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する(15回以上実施)。また、森林施業を担う林業経営体等に対する説明会やインターネットを活用した情報提供等も機極的に行う。  (4) 森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、新規加入の拡大及び総熱加への推進などを円滑に行う上で必要な森林保険素物の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する(年6回以上実施)。 (3) 引受条件 平成 31 年 4 月から適用する保険料率や割引等の引受条件の改定内容について森林所有者へのお知らせ等を確実に実施する。また、引き続き森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り参く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、保険企館の標準をはひめまする引受条件の良直しの必要性について検討を行う。(4) 内部がパナンスの高度化 金融業務の物性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務の響性を踏まめまする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。(4) 内部がパナンスの高度化 金融業務の物性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務の野務状況やリスク管理状況を専門的に点検する統分ソスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。(4) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 ア事業実施完了後の評価に関する業務 ア事業実施完了後の評価に関する業務 ア事業実施完了後の評価に関する業務 ア事業実施完了後の評価に関する業務 ア事業実施完了後の評価を確実に行う。(2) 債権債務管理に関する業務 林道的開設又は改良事業の聴課金及び負担金に係る間に関する業務		* - 1
# 適府県で1回ずつ開催することを念頭に、都道府 県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を 全国的に行うなど効果的な普及活動を実施すする(15 回以上実施)。また、森林施業を担う林業経営体等に 対する説明会やインターネットを活用した情報提供 等も積極的に行う。		
全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する(15回以上実施)。また、森林施業を担う林業経営体等に対する説明会やインターネットを活用した情報提供等も積極的に行う。  ④ 森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、新規加入の拡大及び継続加入の推進などを円滑に行う上で必要な森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する(年6回以上実施)。  (3)引受条件  (3)引受条件  (3)引受条件  平成31年4月から適用する保険料率や割引等の引受条件の改定内容について森林所有者へのお知らせ等を確実に実施する。また、引き続き森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。(4)内部がパナンスの高度化  (4)内部がパナンスの高度化  (4)内部がパナンスの高度化  (4)内部がパナンスの高度化  (4)内部がパナンスの高度化  (4)内部がパナンスの高度化  (4)内部がパナンスの高度化  (5) 情報である時代を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の特殊性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の特殊性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統分リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の特殊性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務の財務状況を専門的に点検する統分リスク管理委員を第一項と整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務  本語の情報を発情事業等の事業実施完了後の評価に関する業務  本語の情報を発情事業等の事業実施完了後の評価を確実に行う。 (2)債権債務管理に関する業務  本語の開設文は改良事業の課課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金に係る		
回以上実施)。また、森林施業を担う林業経営体等に対する説明会やインターネットを活用した情報提供等も積極的に行う。 (3) 森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のプロックに分けて、新規加入の拡大及び継続加入の推進などを円滑に行う上で必要な森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する(年6回以上実施)し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する(年6回以上実施)し、森林所有者へのお知らせ等を確果と実施する。また、引き続き森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を替まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者のウナービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。 (4) 内部ガバナンスの高度化 (5) を確保、被保険者のサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。 (4) 内部ガバナンスの高度化 金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。 全融業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。 (5) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 本道の管理に関する業務 本道の開設とは改良事業の議課全及び負担金に係る借権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係		県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を
対する説明会やインターネットを活用した情報提供等も積極的に行う。		全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する(15
等も積極的に行う。		回以上実施)。また、森林施業を担う林業経営体等に
(4) 森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、新規加入の拡大及び継続加入の推选をどを円滑に行う上で必要な森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する(年6回以上実施)。 (3) 引受条件 平成 31 年 4 月から適用する保険料率や割引等の引受条件の改定内容について森林所有者へのお知らせ等を確実に実施する。また、引き続き森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。 (4) 内部ガバナンスの高度化 (4) 内部ガバナンスの高度化 金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務通営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。 (4) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 ア事業実施完了後の評価に関する業務 ア事業実施完了後の評価に係る調査(社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成。)を確実に行う。イ事実実施完了後の評価に関する業務 林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る		
に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、新規加入の拡大及び継続加入の推進などを円滑に行う上で必要な森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する(年6回以上実施)。  (3) 引受条件  平成 31 年 4 月から適用する保険料率や割引等の引受条件の改定内容について森林所有者へのお知らせ等を確実に実施する。また、引き続き森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。  (4) 内部がパナンスの高度化  (4) 内部がパナンスの高度化  (4) 内部がパナンスの高度化  (4) 内部がパナンスの高度化  金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。  4 特定中山間保全整備事業等の単業実施完了後の評価に関する業務  4 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務  本道の開発と整備事業の事業の計課金及び負担金に係る債権債務で申止関する業務  株道の開設とは改良事業の献課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る		4 0 12 14 7 0
て全国を複数のプロックに分けて、新規加入の拡大 及び継続加入の推進などを円滑に行う上で必要な森 林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施 し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進 する(年6回以上実施)。  (3) 引受条件		
及び継続加入の推進などを円滑に行う上で必要な森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する(年6回以上実施)。  (3) 引受条件		
株保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する(年6回以上実施)。  (3) 引受条件		
し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する (年6回以上実施)。  (3) 引受条件 平成 31 年 4 月から適用する保険料率や割引等の引受条件の改定内容について森林所有者へのお知らせ等を確実に実施する。また、引き続き森林整備に必要な費用、木材価格等の株業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。  (4) 内部ガバナンスの高度化 ・金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。  4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価及び債権債務の管理 (12%) (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 ア事業実施完了後の評価に係る調査(社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成。)を確実に行う。 (2) 債権債務管理に関する業務  林道の開設又は改良事業の負担金等に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る		
する (年6回以上実施)。  (3) 引受条件		
平成 31 年 4 月から適用する保険料率や割引等の引受条件の改定内容について森林所有者へのお知らせ等を確実に実施する。また、引き続き森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。  (4) 内部ガバナンスの高度化  (4) 内部ガバナンスの高度化  (4) 内部ガバナンスの高度化  金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。  (4) 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価及び債権債務の管理 (12%)  (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務  ア事業実施完了後の評価に関する業務  ア事業実施完了後の評価に係る調査(社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成。)を確実に行う。イ事業実施完了後の評価を確実に行う。イ事業実施完了後の評価を確実に行う。イ事業実施完了後の評価を確実に行う。イ事業実施完了後の評価を確実に行う。		
受条件の改定内容について森林所有者へのお知らせ等を確実に実施する。 また、引き続き森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。  (4) 内部ガバナンスの高度化  (4) 内部ガバナンスの高度化  金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。  4 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務  ないまする業務  本語の評価を整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務  本語の評価を整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務  本語の評価を確実に行う。  (2) 債権債務管理に関する業務  本語の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係	(3) 引受条件	(3) 引受条件
を確実に実施する。 また、引き続き森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。  (4) 内部ガバナンスの高度化  (4) 内部ガバナンスの高度化  金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。  4 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務  4 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務  7 事業実施完了後の評価に関する業務  (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する基礎的資料の作成。)を確実に行う。イ事業実施完了後の評価を確実に行う。イ事業実施完了後の評価を確実に行う。 (2) 債権債務管理に関する業務  林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係		
また、引き続き森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。  (4) 内部ガバナンスの高度化  (4) 内部ガバナンスの高度化  金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。  4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価及び債権債務の管理 (12%) (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務  「申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申		
の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。  (4) 内部ガバナンスの高度化  (4) 内部ガバナンスの高度化  金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。  4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価及び債権債務の管理(12%) (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務  (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務  本道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る		
定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。  (4) 内部ガバナンスの高度化 金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。  4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価及び債権債務の管理(12%) (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 ア 事業実施完了後の評価に関する業務 ア 事業実施完了後の評価に関する業務 ア 事業実施完了後の評価に係る調査(社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成。)を確実に行う。イ 事業実施完了後の評価を確実に行う。 (2) 債権債務管理に関する業務 林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係		
保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の 見直しの必要性について検討を行う。  (4) 内部ガバナンスの高度化 金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な 業務運営の確保のため、外部有識者等により構成され る統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険 業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検す る。  4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価及び 債権債務の管理 (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価 に関する業務  (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価 に関する業務  ア 事業実施完了後の評価に係る調査(社会経済情勢の 変化等に関する基礎的資料の作成。)を確実に行う。 イ 事業実施完了後の評価を確実に行う。 (2) 債権債務管理に関する業務  林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る 債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係		
見直しの必要性について検討を行う。		
(4) 内部ガバナンスの高度化		
業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。  4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価及び債権債務の管理 (12%) (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 ア事業実施完了後の評価に係る調査(社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成。)を確実に行う。イ事業実施完了後の評価を確実に行う。イ事業実施完了後の評価を確実に行う。(2)債権債務管理に関する業務 株道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係	(4)内部ガバナンスの高度化	
る統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。  4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価及び債権債務の管理 (12%) (1)特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 (1)特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 ア事業実施完了後の評価に係る調査(社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成。)を確実に行う。イ事業実施完了後の評価を確実に行う。 (2)債権債務管理に関する業務 林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係		金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な
業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。 4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価及び債権債務の管理 (12%) (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 (2) 債権債務管理に関する業務 (2) 債権債務管理に関する業務 (2) 債権債務管理に関する業務 (2) 債権債務管理に関する業務 (2) 債権債務管理に関する業務 (2) 債権債務管理に関する業務 (3) 債権債務管理に関する業務 (4) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に係る調査(社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成。)を確実に行う。 (4) 債権債務管理に関する業務 (5) 債権債務管理に関する業務 (6) 債権債務管理に関する業務 (6) 様債務管理に関する業務 (7) 様間報報を表が負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係		
る。 4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価及び 債権債務の管理 (12%) (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価 に関する業務 (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価 に関する業務 (2) 債権債務管理に関する業務 (2) 債権債務管理に関する業務 (2) 債権債務管理に関する業務 (2) 債権債務管理に関する業務 (2) 債権債務管理に関する業務 (2) 債権債務管理に関する業務 (3) 株道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る 債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係		
4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価及び 債権債務の管理 (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価 に関する業務 (2) 債権債務管理に関する業務 (2) 債権債務管理に関する業務 (4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価及び 債権債務の管理 (12%) (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価 に関する業務 ア 事業実施完了後の評価に係る調査(社会経済情勢の 変化等に関する基礎的資料の作成。)を確実に行う。 イ 事業実施完了後の評価を確実に行う。 (2) 債権債務管理に関する業務 林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る 債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係		
信権債務の管理 (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価 に関する業務 (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価 に関する業務 ア 事業実施完了後の評価に係る調査(社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成。)を確実に行う。 イ 事業実施完了後の評価を確実に行う。 (2) 債権債務管理に関する業務 林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係	4 特定由山間保全敕備重業等空フトを重業の証価及び	-
(1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価 に関する業務 (1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価 に関する業務 ア 事業実施完了後の評価に係る調査(社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成。)を確実に行う。 イ 事業実施完了後の評価を確実に行う。 (2) 債権債務管理に関する業務 林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係		
ア 事業実施完了後の評価に係る調査(社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成。)を確実に行う。 で 事業実施完了後の評価を確実に行う。 イ 事業実施完了後の評価を確実に行う。 (2)債権債務管理に関する業務 株道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る 債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係	211-2121	
変化等に関する基礎的資料の作成。)を確実に行う。 イ 事業実施完了後の評価を確実に行う。 (2)債権債務管理に関する業務 (2)債権債務管理に関する業務 林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る 債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係	に関する業務	に関する業務
イ 事業実施完了後の評価を確実に行う。 (2)債権債務管理に関する業務 (2)債権債務管理に関する業務 林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る 債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係		
(2)債権債務管理に関する業務 (2)債権債務管理に関する業務 林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る 債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係		2112 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る 債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係	(0) 压炬压效应加 = 目 → 2 平水	
債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係	(4) 順惟順務官埋に関する羌務	· /
		「具作頂伤、行た中山间床主堂哺事未守の貝担並寺に依 る債権債務及びNTT-A資金に係る債権債務につい
て、徴収及び償還業務を確実に行う。(徴収率 100%		
実施)		
第2 業務運営の効率化に関する日煙を達成するためと	<b>第3 要数運営の効変がに関わり事項</b>	- m - k
第3 業務運営の効率化に関する事項		るべき措置 (10%)

1 一般管理費等の節減	1 一般管理費等の節減
2 調達の合理化	2 調達の合理化
3 業務の電子化	3 業務の電子化
第4 予算、収支計画及び資金計画	第3 予算、収支計画及び資金計画 (第3~第7までで10%)
1 研究開発業務	1 研究開発業務
2 水源林造成業務	2 水源林造成業務
3 森林保険業務	3 森林保険業務
4 特定中山間保全整備事業等	4 特定中山間保全整備事業等
5 予算	5 予算
6 収支計画	6 収支計画
7 資金計画	7 資金計画
8 保有資産の処分	8 保有資産の処分
第5 短期借入金の限度額	第4 短期借入金の限度額
1 研究開発業務	1 研究開発業務
2 特定中山間保全整備事業等	2 特定中山間保全整備事業等
第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財 産の処分に関する計画	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財 産の処分に関する計画
1 研究・育種勘定	1 研究・育種勘定
2 特定地域整備等勘定	2 特定地域整備等勘定
第7 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画	第6 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画
第8 剰余金の使途	第7 剰余金の使途
1 研究・育種勘定	1 研究・育種勘定
2 水源林勘定	2 水源林勘定
3 特定地域整備等勘定	3 特定地域整備等勘定
第9 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事 項等	第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事 項等 (10%)
1 施設及び設備に関する計画	1 施設及び設備に関する計画
2 人事に関する計画	2 人事に関する計画
3 積立金の処分	3 積立金の処分
4 研究開発業務と水源林造成業務及び森林保険業務と の連携の強化	4 研究開発業務と水源林造成業務及び森林保険業務と の連携の強化
5 行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化	5 行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化
6 広報活動の促進	6 広報活動の促進
7 ガバナンスの強化	7 ガバナンスの強化
8 人材の確保・育成	8 人材の確保・育成
9 情報公開の推進	9 情報公開の推進
10 情報セキュリティ対策の強化	10 情報セキュリティ対策の強化
11 環境対策・安全管理の推進	11 環境対策・安全管理の推進

## 7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

- (1) ガバナンスの状況
- ① 主務大臣

森林研究・整備機構の役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する 事項については、主務大臣は農林水産大臣となっています。

## ② ガバナンスの体制図

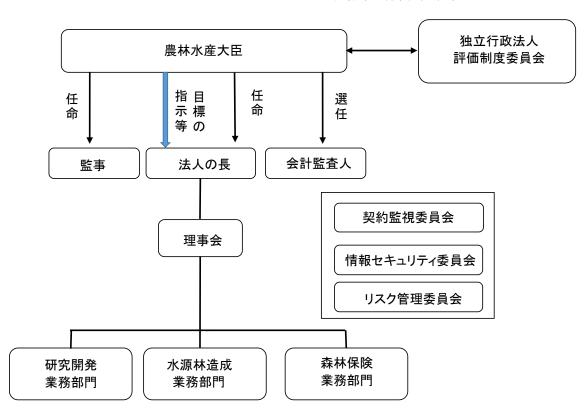
平成 26 年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、平成 27 年に「国立研究開発法人森林研究・整備機構内部統制の基本方針(27 森林総研第 812 号)」を制定しました。

本方針では機構のミッションを効率的かつ効果的に達成するため、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務について、法令等を遵守しつつ中長期目標に基づき機構の業務の適正を確保し、有効かつ効率的に推進することとしています。また、内部統制機能の有効性をチェックするため、会計監査人の監査のほか、契約監視委員会など外部有識者からなる委員会を設けるなど定期的なモニタリング等を実施しています。

なお、ガバナンスの体制は次のとおりです。

## 森林研究・整備機構のガバナンス体制図

#### 目標案の諮問・答申等



# (2)役員等の状況

①役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(令和2年3月31日現在)

		区概、正为1、1000人	1	(1412年3月31日死任)		
役 職	氏 名	任 期	担当	経 歴		
理事長	沢田 治雄	自 平成28年4月1日		昭和53年 4月 農林省入省		
(常勤)		至 令和3年3月31日		平成18年 4月 独立行政法人森林総合研究所研究		
				コーディネータ		
				平成20年 4月 東京大学生産技術研究所教授		
				平成26年 4月 アジア工科大学院客員教授		
				平成26年 6月 東京大学名誉教授		
				平成27年 4月 就任		
				令和2年3月退任		
理事	柳田真一郎	自 平成30年4月1日	企画・	昭和60年 4月 農林水産省入省		
(常勤)		至 令和2年3月31日	総務・	平成22年 9月 九州森林管理局森林整備部長		
			森林保	平成27年 4月 林野庁森林整備部治山課長		
			険担当	平成28年 4月 国立研究開発法人森林総合研究所		
				森林整備センター審議役		
				平成30年 4月 就任		
				令和2年3月退任		
理事	坪山 良夫	自 平成31年4月1日	研究担	昭和59年 4月 農林水産省入省		
(常勤)		至 令和3年3月31日	当	平成23年 4月 独立行政法人森林総合研究所水土保全		
				研究領域長		
				平成27年 4月 国立研究開発法人森林総合研究所		
				研究コーディネータ		
				平成29年 4月 国立研究開発法人森林研究・整備機構		
				森林総合研究所企画部長		
				平成31年 4月 より現職		
理事	上 練三	自 平成31年4月1日	育種事	昭和63年 4月 農林水産省入省		
(常勤)		至 令和3年3月31日	業・森	平成28年 8月 林野庁森林整備部研究指導課長		
			林バイ	平成30年 4月 国立研究開発法人森林研究・整備機構森		
			オ担当	林整備センター審議役		
				平成31年 4月 より現職		
理事	猪島 康浩	自 平成31年4月1日	森林業	昭和60年 4月 農林水産省入省		
(常勤)		至 令和3年3月31日	務担当	平成27年 4月 国立研究開発法人森林総合研究所		
				森林保険センター総括審議役		
				平成28年 4月 林野庁森林整備部治山課長		
				平成31年 4月 より現職		
理事	井田 裕之	自 平成30年4月1日	法令遵	昭和56年 4月 新日本製鐵株式会社入社		
(常勤)	,	至 令和2年3月31日	守担当	平成20年 4月 日鐵住金建材株式会社		
				土木鉄構商品部長		
				平成22年11月 日鐵住金建材株式会社		
L			1	17%== [**1] 日默正亚江州外八五正		

			平成29年 4月 平成30年 4月	台湾プロジェクト推進班長 日鐵住金建材株式会社 海外事業企画部長 より現職
監事 (常勤)	鈴木 直子	自 平成28年6月23日 至 令和2事業年度 財務諸表承認日	昭和60年 4月 平成12年 6月	ブリヂストン株式会社入社 株式会社細田工務店入社 住工房なお(起業) 住工房なお株式会社代表取締役社長 より現職
監事 (非常勤)	平川 泰彦	自 平成28年6月23日 至 令和2事業年度 財務諸表承認日	平成15年 4月 平成21年 4月	農林水産省入省 独立行政法人森林総合研究所木材特性研 究領域長 独立行政法人森林総合研究所企画部長 特定非営利活動法人木材・合板博物館副 館長 より現職

②会計監査人の氏名または名称 PwC あらた有限責任監査法人

#### (3)職員の状況

機構の令和元年度末現在における常勤職員は、1,125人となっています。

森林総合研究所、林木育種センター及び森林バイオ研究センターに係る常勤職員は、令和元年度末現在において751人(前期末比2人増加、0.26%増)であり、平均年齢は47.46歳(前期末47.33歳)となっています。

このうち国等からの出向者34人、民間からの出向者は0人となっています。

森林整備センターの常勤職員は、令和元年度末現在において345人(前期末比5人減少、1.43%減)であり、平均年齢は45.12歳(前期末45.32歳)となっています。このうち国からの出向者は11人、民間からの出向者は0人となっています。

森林保険センターの常勤職員は、令和元年度末現在において 29 人(前期比 2 人増加、7.4%増)であり、平均年齢は44.82歳(前期末44.37歳)となっています。このうち国からの出向者は21人、民間からの出向者は2人となっています。

#### (4) 重要な施設等の整備等の状況

- ①当事業年度に完成した主要な施設等
  - ・林木育種センター特定母樹原種苗等増殖温室【35,306 千円】
  - ・九州支所渡り廊下【26,516 千円】
  - ·東北育種場F2世代開発推進交雑温室【26,187千円】
  - ·九州育種場F2世代開発等種穂増殖施設【19,130千円】
  - ·東北育種場奥羽増殖保存園種穂増殖温室【4,080 千円】

- ②当事業年度継続中の主要な施設等の新設・拡充 該当なし
- ③当事業年度に処分した主要な施設等
  - ・関西育種場ガラス温室

## (5) 純資産の状況

①資本金の額及び出資者ごとの出資額(前事業年度末からのそれぞれの増減を含む)

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	801, 693	10, 772	0	812, 465
資本金合計	801, 693	10, 772	0	812, 465

<sup>\*</sup> 当期増加額は、水源林造成事業に要する資金に充てるための政府出資金の受入によるものです。

②目的積立金の申請状況、取崩内容等

【試験・研究及び林木育種事業】 該当事項はありません。

【水源林造成業務】

該当事項はありません。

## 【森林保険業務】

該当事項はありません。

【特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価業務及び債権債務の管理業務】 (以下、「特定中山間保全整備事業等」という。)(特定地域整備等勘定) 該当事項はありません。

#### (6) 財源の状況

①財源の内訳

【研究開発業務 (研究・育種勘定)】

(単位:百万円)

区分	金額	構成比率(%)
収入		
運営費交付金	10, 059	88.4%
施設整備費補助金	248	2.2%
研究開発補助金	146	1.3%
業務収入	162	1.4%
受託収入	741	6. 5%
寄付金収入	23	0.2%
合計	11, 379	100.0%

## 【水源林造成業務(水源林勘定)】

(単位:百万円)

区分	金額	構成比率(%)
収入		
国庫補助金	20, 968	53.6%
政府出資金	10, 772	27.5%
長期借入金	5, 700	14.6%
業務収入	1,537	3.9%
業務外収入	144	0.4%
合計	39, 121	100.0%

## 【森林保険業務(森林保険勘定)】

(単位:百万円)

区分	金額	構成比率(%)
収入		
業務収入	1, 887	100.0%
業務外収入	1	0.0%
合計	1, 887	100.0%

## 【特定中山間保全整備事業等(特定地域整備等勘定)】

(単位:百万円)

区分	金額	構成比率(%)
収入		
政府交付金	91	0.9%
長期借入金	1, 790	18. 7%
短期借入金	1, 500	15.6%
業務収入	6, 218	64. 7%
業務外収入	8	0.1%
合計	9, 607	100.0%

## ②自己収入に関する説明

# 【研究開発業務 (研究・育種勘定)】

自己収入の主なものは、受託研究収入、依頼出張経費収入、多摩森林科学園の入場料収入、 林木事業収入等です。

(単位:百万円)

主な自己収入項目	金額
政府等受託研究収入(農林水産省、環境省、地方自治体)	244
政府等以外受託研究収入(他独法、大学、民間企業)	486
依頼出張経費収入(公益法人、民間企業)	19
入場料収入 (多摩森林科学園)	8
林木事業収入 (林木育種センター)	8

#### 【水源林造成業務(水源林勘定)】

自己収入の主なものは、収穫等収入です。

	<u> 单位:百万円)</u>
主な自己収入項目	金額
収穫等収入(素材生産業者、森林組合等)	1,506

## 【森林保険業務(森林保険勘定)】

自己収入の主なものは、保険料収入です。

	<u> 单位:百万円)</u>
主な自己収入項目	金額
保険料収入 (森林所有者等)	1,744

#### 【特定中山間保全整備事業等(特定地域整備等勘定)】

自己収入の主なものは、負担金収入、賦課金収入、譲渡等収入です。

	<u>単位:百万円)</u>
主な自己収入項目	金額
負担金収入 (地方自治体、受益農家)	5, 288
賦課金収入(受益者組合等)	600
譲渡等収入(地方自治体、受益農家)	328

#### (7) 社会及び環境への配慮等の状況

森林研究・整備機構は、森林・林業・木材産業・林木育種に係わる研究と、森林の整備や保険を通じて、豊かで多様な森林の恵みを活かした循環型社会の形成に努め、人類の持続可能な発展に貢献することをミッションとしています。このミッションを具体化していく中で、環境に配慮すべき「環境配慮基本方針」を定め、さらにこの基本方針を達成するために「環境目標と実施計画」を策定し、CO2排出量の削減や省エネルギー、上下水道やコピー用紙使用量の削減、グリーン購入調達や化学物質の適正管理に努めるとともに、毎年度の実施状況を点検・評価することで、継続的に環境改善を図ることとしています。

また、環境に関連した多様な業務の成果を多くの方々に知っていただくため、一年を通してさまざまな行事やイベントを企画し、地域内外の皆様とコミュニケーションを深めています。職場のダイバーシティ推進についても環境整備を進め、意識啓発のためのセミナーや研修を実施するとともに、全国規模でダイバーシティ推進に取り組むダイバーシティ・サポート・オフィス(DSO)の幹事組織としても活動しています。

環境への配慮の詳細については、今後公表される「環境報告書 2020」もご参照下さい。

- (8) その他源泉の状況(法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉)
- ① 研究開発業務分野

研究開発においては、森林・林業・木材産業に関わる研究分野を網羅的にカバーしており、同分野で我が国最大の研究機関として、多分野の研究者が協働し、支所・育種場等も

含めた全国ネットワークを生かして総合的な研究を行っています。また、国との意見交換や都道府県公設林試との会議等を通じて連携を図り、国の施策や地域的な課題について情報収集に努めており、施策や社会ニーズに合致する研究に取り組んでいます。

研究開発について、近年、注目すべき動きは次のとおりです。

- ・ 平成29年度以降から、「知」の集積と活用の場において新たに設立したプラットフォーム(会員が組織、分野、地域等の垣根を超えて連携し、新たな商品化・事業化を目指して共同して研究開発に取り組むオープンな活動母体)に統括的な役割を担う研究者を配置し、異業種・異分野も含めた幅広い産学官民の機関と連携した共同研究や研究成果の早期実用化に向けた仕組みを構築している。
- ・ 世界に先駆けた研究開発を多数実施している。森林研究・整備機構で開発した改質リグニンを、木質バイオマス由来の工業原料として活用するため、平成31年4月に「リグニンネットワーク」を設立し、会員企業とともに改質リグニンを使った製品開発に取り組んでいる。木材を原料とする飲料を目的とした醸造及び蒸留アルコール(木の酒)の世界初の製造に成功した。近赤外線による識別という新たな技術により、充実種子を全自動で見分け選別する世界初の装置を開発・製品化した。林業のみならず農業、園芸用種子にも応用が可能で、幅広い発展性を持つ。
- ・ 木材の分野では、基準の改定や新たな認定取得に貢献する研究を実施している。CLT の強度に関する一連の研究成果が国土交通省のCLT告示改訂へ反映している。これまで スギのみであった基準強度にカラマツ等複数の樹種区分が追加。外壁及び間仕切壁での 2 時間耐火構造の国土交通大臣認定取得。これにより、CLT外壁及び間仕切り壁を用いると、防火上は階数制限なく木造の中高層建築物を建設することが可能となった。
- ・ 育種分野では、優れた特性を持つ林業用種苗の品種開発、ゲノム解析やゲノム編集といった先端技術を用いた育種期間の短縮、林木遺伝資源の収集・保存、林木育種の海外協力(郷土樹種のCO<sub>2</sub>吸収能力や乾燥地耐性等の機能改良により、途上国の森林の質と量をともに向上)等を行っており、開発した品種は、都道府県や民間事業者により採種園・採穂園に植栽され、林業用の種子やさし穂の生産に活用されている。
- ・ 博士学位の取得から間もない若手研究者や、博士学位の取得を目指している修士課程 修了者、若手社会人を対象としたテニュアトラック制を導入、新たな領域や多様化する 研究ニーズに対応できる若手人材の育成に着手。第4期中長期計画期間中は、26名をテ ニュアトラックとして採用。

また、クロスアポイントメント制度により大学との異分野交流を促進している。例えば、医分野とのクロスアポイントメントにより、森林の効能や木の良さについて、疫学的なアプローチによりエビデンスを明らかにした。

#### ② 水源林造成業務分野

奥地水源林の造成に関する技術を活かし、被災した水源林造成事業の契約地の早期復旧に取り組むとともに、令和元年10月の台風19号災害では、宮城県からの要請を受け、土木技術を持つ職員を現地へ派遣し、自治体職員等と連携して被害箇所の災害査定関連業務

を行うなど、被災地の早期復旧を図りました。

#### ③ 森林保険業務分野

森林保険センターにおいて、最新の保険動向を把握する民間の損害保険会社からの出向により保険制度に精通した人材を確保しました。

#### ④ 機構内業務連携

研究開発、林木育種、水源林造成、森林保険と、多様な業務を実施しており、各業務を連携させることにより、相乗効果をもたらすことが可能となりました。 (例えば、シカ防護柵やエリートツリーなどの研究開発により得られた技術の水源林造成事業地における活用、気象被害の発生要因解析とリスク評価に関する研究成果の森林保険業務への活用等)

### 8. 事業運営上の課題・リスク及びその対応策

#### (1) リスク管理の状況

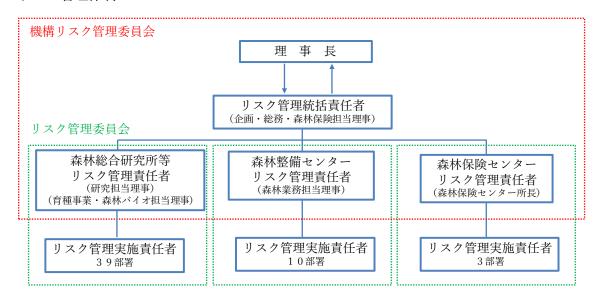
森林研究・整備機構は、研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務が実施する事務及 び事業の具体的内容が、それぞれ大きく異なることから、森林研究・整備機構リスク管理規 程により以下のとおり定めております。

- ・ 機構のリスク管理については、理事長がこれを指揮するとともに最終的な責任を有し、企画・総務・森林保険担当理事が理事長を補佐し、「リスク管理統括責任者」としてリスク管理を統括する。
- ・ 研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事(育種センター所長)、森林業務担当 理事(森林整備センター所長)及び森林保険センター所長を「リスク管理責任者」と し、それぞれが所掌する機関におけるリスク管理を総括する。
- ・ 「リスク管理責任者」は、所掌する各部署の長を「リスク管理実施責任者」として各業務のリスク管理の実施に当たらせる。
- ・ 機構のリスク管理に関する審議を行うため「機構リスク管理委員会」を設置するとと もに、各機関に「リスク管理委員会」を設置する。

#### ※ 「機構リスク管理委員会」の審議事項

- ▶ 機構全体で対応すべき各機関の共通的重点リスク項目の策定、見直し
- ▶ 各機関の「リスク管理委員会」で審議した業務別重点リスク項目の策定、見直し
- ▶ 各リスク管理責任者が作成する、リスクへの対応方針の承認、見直し 等

#### リスク管理体制



- (2)業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況
- ① リスクへの対応状況

機構リスク管理委員会で策定された共通リスク項目及び各機関が管理する業務別リスク項目について、各リスク管理委員会(リスク管理責任者)が作成するリスクへの対応方針に従い、各機関のリスク管理実施責任者がリスク管理に努めています。

令和元年度の共通リスク項目及び業務別リスク項目は以下のとおりであり、その取組結果をフォローアップし、リスクを低減する方策について検討しました。

#### I 共通リスク

- 1. コンプライアンスの推進
- 2. 情報セキュリティ対策の強化
- 3. 職員の労働災害等の未然防止及び災害発生時等の的確な対応
- 4. 人材育成
- 5. 業務の有効性・効率性(研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務における連携等)

#### Ⅱ 業務別リスク

#### 【研究開発業務】

- 1. 環境対策・安全管理の推進
- 2. 研究不正等の防止
- 3. 研究におけるフィールド調査等の適正な実施

#### 【水源林造成業務】

- 1. 分収造林契約の変更手続きの促進
- 2. 事業・予算の適切な執行
- 3. 労働災害の未然防止

## 【森林保険業務】

- 1. 森林保険業務の円滑な実施
- 2. 森林保険の加入促進に向けた取組
- 3. 改定商品の確実な周知
- 4. 内部ガバナンスの高度化
- 5. 委託先等の保険事務運営の適正性の確保

## ② 内部統制システム

内部統制については、平成 27 年に制定した「内部統制の基本方針」に基づき推進を図っていましたが、平成 29 年に理事会規程を制定し、審議事項として「内部統制に関する事項」を定め、理事会が内部統制の中心として機構のガバナンス機能の充実・強化を図っています。

また、コンプライアンス、リスク管理に係る規程類に基づき、機構内の各部門が連携強化 に努めています。

## 9. 業績の適正な評価の前提情報

令和元年度の森林研究・整備機構の各業務についてのご理解とその評価に資するため、各業務 の前提となる主なスキームを示します。

# 研究開発業務

研究開発業務おいては、森林・林業・木材産業及び林木育種に関わる総合的な研究開発を実施するため、次の4つの重点化した研究課題を設け、様々な課題に対し、戦略的に取組を進めています。

- ・森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発
- ・国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発
- ・木材及び木質資源の利用技術の開発
- ・森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化

#### 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発

森林には、水源の涵養、山地災害の防止、気候変動の緩和、生物多様性の保全などのさまざまな機能があり、私たちの生活に多くの恩恵をもたらしています。健全な森林生態系がもともと持っている自己修復力を活かす森林管理を進めながら、森林に期待される多面的な機能を高度に発揮させます。



水源涵養機能の定量化



熱帯林の樹木の炭素蓄積量の評価



生物多様性と木材生産を両立させる 森林施業の大規模実証試験



















#### 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発

多様な生産目標に対応した森林施業技術、先端技術をとりいれた森林資源把握と管理手法、 先導的な林業生産システムを開発します。また持続的な林業経営と木材流通・加工体制構築に 向けた対策を提示するとともに地域に合った木質エネルギー等の効率的利用システムの開発に 取り組みます。



高品質なコンテナ苗生産技術



高品質なコンテ木質エネルギーの有効利用技術



## 木材及び木質資源の利用技術の開発

消費者ニーズに対応する材料や利用法の開発や大径材等需要が少ない木質資源の利用方法の 開発を行います。また、セルロース、リグニン等木材主成分の有効活用や未利用抽出成分の機 能を活かした新たな需要を創出するための技術開発を行います。





CLT (直交集成板) など新しい木質材料の性能評価

機能性製品の原料となる改質リグニンの製造







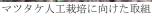




#### 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化

森林生物のもつ多様な機能を解明することにより樹木やきのこ等林産物の利用を積極的に進めるとともに、多様なニーズに応える森林づくりのための優良品種等の開発とこれらを早期に 実現するための技術開発を進め、森林の機能発揮や林業の成長産業化に貢献します。





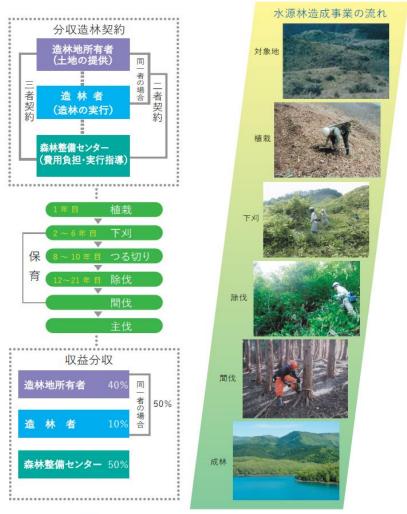


スギの従来品種(写真左)と 初期成長等に優れたエリートツリー(写真右)



# 水源林造成業務

奥地水源地域の民有保安林で、所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない箇所において、分収造林契約方式により造林地所有者が土地を提供し、造林者が植栽、植栽木の保育及び造林地の管理を行い、森林整備センターが費用の負担と技術指導等を行う仕組みで森林を造成することで、水源を涵養し森林の有する公益的機能の維持増進を図ります。





大井川と水源林造成事業地 (静岡県川根本町)



長伐期の針広混交林 (高知県四万十市)



育成複層林 (熊本県人吉市)



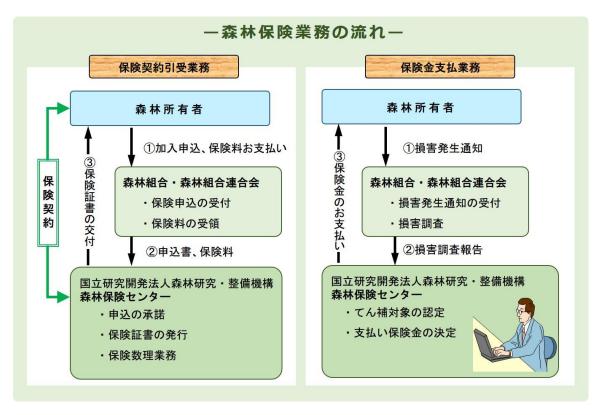






# 森林保険業務

森林保険は、森林保険法に基づき、火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)及び噴火災により発生した森林の損害を補てんするもので、永続的、安定的、効率的かつ効果的に運営するため、契約事務や損害事務等を森林組合及び森林組合連合会に委託して実施しています。森林所有者自らが災害に備えるセーフティネットとして、被災による経済的損失を補てんすることによって林業経営の安定に貢献し、被災地の早期復旧に大きな役割を果たしています。













干害(和歌山県)

保険金をお支払した災害の事例







# 10. 事業の成果と使用した資源との対比

## (1) 令和元年度の業務実績とその自己評価

森林研究・整備機構では、令和元年度は、第4期中長期目標の達成に向け、第4期中長期 計画及び年度計画に沿って各業務に取り組み、総合的にみて適切な業務運営を行って参りま した。

中長期目標、計画に示された項目毎の令和元年度業務実績の自己評価と行政コストとの関係、各業務の注目すべき取組事例については次のとおりです。

中長期目標(中長期計画)	評価	行政コスト
		(千円)
└────────────────────────────────────		
1.研究開発業務		
[研究開発業務]	A	18,775,086
(1)研究の重点課題		
ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発	A	6,000,775
イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発	A	3,820,093
ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発	S	2,924,027
エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発 及び育種基盤技術の強化	A	3,489,101
(2)長期的な基盤情報の収集、保存、評価並びに種苗の生産及び配布	В	_
(3)研究開発成果の最大化に向けた取組	S	_
2.水源林造成業務等		
[水源林造成業務]	A	4,204,436
(1)事業の重点化	A	4,204,436
(2)事業の実施手法の高度化のための措置	A	4,204,436
[特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価業務及び債権債務の管理 業務]	В	560,084
(3)特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務	В	560,084
(4)債権債務管理に関する業務	В	560,084
3.森林保険業務		
[森林保険業務]	A	1,290,913
(1)被保険者へのサービス	A	1,290,913
(2)加人促進	A	1,290,913
(3)引受条件	В	1,290,913
(4)内部ガバナンスの高度化	В	1,290,913
第 2 業務運営の効率化に関する事項		
1.一般管理費等の節減	В	_
2.調達の合理化		_
3.業務の電子化	A	_
第3 財務内容の改善に関する事項		
1.研究開発業務	В	_
2.水源林造成業務等	В	_
3.森林保険業務	В	_

4.保有資産の処分	В	_
第4 その他業務運営に関する重要事項		
1.研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務における連携の強化	A	_
2.行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化	A	_
3.広報活動の促進	A	_
4.ガバナンスの強化	В	_
5.人材の確保・育成	В	_
6.情報公開の推進	В	_
7.情報セキュリティ対策の強化	В	_
8.環境対策・安全管理の推進	В	-
9.施設及び設備に関する事項	В	_

#### (注) 評価の区分は次のとおり

- S: 法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる
- A: 法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると 認められる
- B: 全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる
- C: 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する
- D: 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める

#### (2) 中長期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度
評定	В	В	A	_	_
理由	項目毎の評別	定(一定の事業等	のまとまりの単	単位にかかる評気	定項目[研究開発
	業務][水源材	木造成業務][特定	官中山間保全整位	<b>備事業等完了し</b>	た事業の評価業
	務及び債権債務の管理業務][森林保険業務]を除く)では 30 項目のうち S				
	が3項目、Aが7項目、Bが20項目であり、評価要領に基づく点数化に				
	よるランク作	けけでは Α とな	った。また、業	務運営の効率化	、財務内容の改
	善についても	) 着実な業務運	営がなされてお	り、特に研究開	発業務において
	は、「研究開	発成果の最大化	」に向けて、顕著	著な成果の創出	や将来的な成果
	の創出に期待	<b>持感が認められ</b>	ることから、A	と評定した。	

(注) 評定の区分は(1) と同様である。

#### 詳細につきましては、

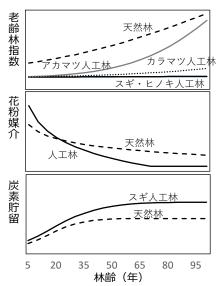
- ・令和元年度業務の実績に関する自己評価書
- ・第4期中長期目標期間の業務の実績に関する自己評価書(見込評価)をご覧下さい。

令和元年度の業務実績の中から、いくつかの取組事例をご紹介します。 (「研究開発業務」の「研究重点課題」(ア〜エ)より) 【研究開発業務】

- ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発
  - 森林のもつ 10 種類の多面的機能を評価し、その変遷をたどる -

国内の森林資源が充実し、林業の成長産業化が期待される一方で、森林が有する多面的機能の維持や増進が課題となっています。本研究では、森林のもつ10種類の多面的機能を、林相や林齢、気候や地形、道路からの距離などから評価するモデルを開発しました。

その結果、林齢や林相(天然林か人工林)および樹種の違いによる機能の増加や減少が明らかになりました。次に、開発したモデルを用いて茨城県北部における多面的機能の変化を地図化しました。その結果、戦後の森林の変化に伴って、各機能はさまざまな変遷をたどってきたことが分かりました。本研究によって多くの多面的機能を広域的に評価し、地域の森林計画に利用できるようになりました。

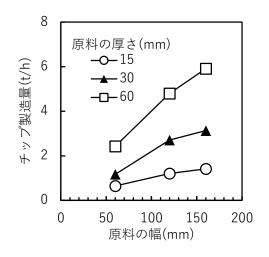


林齢と機能の関係 各種環境条件を一定にした際、 林齢と機能の関係の代表例を 示しています。

- イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発
  - 原料投入の工夫で木材チップ製造の省エネルギー化と低コスト化を達成-

木質バイオマスをエネルギーとして利用する際の燃料の1つに木材チップがあります。 木材チップは丸太や廃木材から製造されますが、製造工程はできるだけ効率的であることが求められています。そこで、チップ製造機(ディスクチッパー)に投入する材料の寸法と密度(樹種)を変えて試験製造を行った結果、投入する材料の寸法や密度が大きいほど省エネルギーかつ低コストになることが分かりました。

この成果は原料をできるだけ大きい状態で 投入すればよいことを示しており、原料投入 を工夫するだけでよいため、チップ製造を行っている事業者が導入しやすい手法です。



チップの製造量 樹種:ヒノキ

#### ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発

## - セルロースナノファイバーの製造コストを削減する -

は、木質資源から造られ、様々な用途に 利用できる新素材の一つです。塗料、繊

セルロースナノファイバー (CNF)

維、地盤改良材など幅広い用途開発を進めていますが、実用化のためにはコスト 削減が絶対条件となっています。

塗料用途でのCNFの品質仕様が確定したため、それに適合するように製造工程を見直し、省略できる部分は削り、薬剤投入量を再検討し、機械の稼働効率を向上させるスケジュールとすることでCNFの性能を落とすことなく、平成27年度には乾燥物として12,106円/kgだった製造コストを4,858円/kgまで削減することができました。

項目	改良前	改良後	単位
製造コスト (乾燥物として)	12,106	4,858	[円/kg]
製造コスト (水懸濁スラリーとして)	290	117	[円/L]
乾燥CNF生産量	35	99	[t/年]
生産効率	24	8	[h/バッチ]
機械設備費	100	90.5	[%]
薬剤費	100	102.9	[%]

※薬剤費には、酵素費用などが含まれるため、 パルプ化工程での薬剤増量によるコスト増は 2.9%となっています。

#### 木材から造る香り豊かなアルコール 一世界初の「木のお酒」を目ざして一

木材を原料に、薬剤処理や熱処理なしに、木と水と食品用の酵素、醸造用の酵母のみで飲用目的に供しうるアルコールを製造する世界初の技術を開発しました。

スギ、シラカバ、サクラ、ミズナラから 試験製造したアルコールは、香り成分の分析と官能試験によって、スギは木の香り豊かな、シラカバは甘くフルーティーな、サクラは華やかな、ミズナラはウィスキーを連想する芳醇な香りの特徴があり、樹種ごとに異なる風味をもつ香り豊かなアルコールができることを確認しました。

また、スギから製造したアルコールについては安全性試験を行い、飲用に供するための基礎データを蓄積しています。



木材から試験製造したアルコール

#### ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発

## - 木質由来の天然新素材「改質リグニン」を用いた新機能性樹脂材料 -

スギ材から取り出された新しい材料である 「改質リグニン」を用いた研究開発を進めて います。これまでに、様々な材料との組み合 わせで既存品よりも優れた強度や耐熱性をも つ試作品の開発に成功してきましたが、今 回、改質リグニンを化学反応によってほかの 樹脂と結合させることにより、更なる物性の 向上を目指しました。

その結果、単なる性能向上にとどまらず、 「耐熱性と柔軟性の両立」という、従来品で は困難であった機能の実現に成功しました。 現在、この新しい材料の用途開発と評価を進 めています。



改質リグニンを用いた製品 全方位スピーカー(ウーファーのコーンに利 用、オオアサ電子株式会社 (https://www.egretta.jp/lineup/tsa200/))

# エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化 - 国産トリュフの栽培技術の開発 -

西洋料理の高級食材であるトリュフは、近年、日本にも分布することが明らかになりました。そこで、国産トリュフの安定的な生産に向けて人工栽培技術の開発を開始しました。まず、食用として有望な国産トリュフ2種(アジアクロセイヨウショウロとホンセイヨウショウロ)の種を確定しました。

これら2種は、主にコナラやクリなどのブナ科樹木の林に発生し、土壌環境を比べると、pH値や養分条件が異なることを明らかにしました。この結果を踏まえて環境条件を整えた圃場に、トリュフ菌を共生させた苗木を植栽することで、トリュフ菌を長期間苗木に定着させることに成功しました。

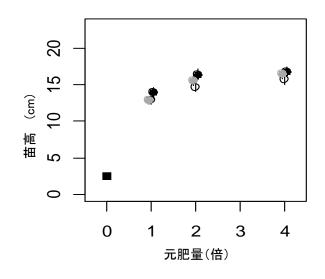


トリュフ菌感染苗木の植栽後伸長した 根系におけるトリュフ菌の定着

エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化 - スギの実生コンテナ苗を1年で生産するための施肥技術の開発 -

優良な苗木を早期に普及するためには、その育成期間を短縮することが重要です。それは、育林コストの低減にもつながります。スギの実生コンテナ苗を生産するためには従来2年から3年かかっていましたが、今回、育苗期間の最初に与える肥料(元肥)と後半に与える肥料(追肥)の条件を検討して1成長期で出荷規格まで育成させる試験を行いました。

その結果、約7割がコンテナ苗として 出荷できるサイズにまで達し、適切な施 肥により実生コンテナ苗の育苗期間を1 年に短縮できる技術を開発しました。



- 無施肥
- 腐葉土混合 (×1~4)
- 牛糞堆肥混合(×1~4)
- 緩効性肥料 A+苦土石灰 (×1~4)

#### 天皇・皇后両陛下の林木育種センター御視察

国民体育大会御出席のため茨城県を御訪問された天皇・皇后両陛下は、令和元年9月29日、日立市にある(国研)森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センターを初めて御視察されました。

成長が優れ、CO<sub>2</sub> 吸収能力の高いエリートツリー(第二世代精英樹)を御覧になり、植栽後7年で親世代に当たる第一世代精英樹の2倍に成長した状況に、天皇陛下は「成長が大分違いますね。(エリートツリーと第一世代精英樹を比較されて)」との御感想を述べられました。



エリートツリー (第二世代精英樹) について説明

また、皇后陛下からの「第一世代はどのように選んだのですか。」との御質問に、髙橋育種部長から、昭和30年代、林野庁や都道府県等が連携して、全国各地の「山一番の木」を精英樹として選抜した旨を説明しました。

#### 【水源林造成業務等】

#### ■ 水源林造成業務

水源林造成業務では、森林の整備により洪水の緩和や水質の浄化などの水源涵養機能を確保するために多様な森林を造成しており、森林の持つ各種公益的機能を発揮させています。

令和元年度においては、2,501 ha の植栽、約 23 千 ha の 除間伐などを実施しました。

#### (1) 事業の重点化

・ 新規契約については、2以上の都府県にわたる流域 等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能 の強化を図る重要性が高い流域内の箇所に限定して契 約を締結(重点化率100%)。

#### (2) 事業の実施手法の高度化のための措置

- ・ 水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定して契約を締結。既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期の針広混交林や育成複層林の造成を推進。
- ・ 事業実施過程の透明性の確保を図りつつ、事業の効果的・効率的な実施に努めるため、チェックシートを活用し、事業を実施。
- ・ 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や 循環型社会の形成はもとより、林業の成長産業化等に も資する観点から、搬出間伐を推進。
- ・ 作業道の丸太組工法などにおいて間伐材を含む、木 材の有効利用を推進。



長伐期の針広混交林 (高知県四万十市)



育成複層林 (熊本県人吉市)



間伐材の搬出状況 (宮城県加美郡加美町)

#### ■ 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価業務及び債権債務の管理業務

- (3)特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に 関する業務
  - ・ 2 区域(南富良野区域、美濃東部区域)の完了後の評価を実施し、1 区域(邑智西部区域)の完了後の評価に係る調査業務(社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成を含む。)を実施。



区画整理(にんじん作付状況) (北海道空知郡南富良野町)

#### (4) 債権債務管理に関する業務

・ 林道事業負担金等及び特定中山間保全整備事業等負担金等並びに NTT-A 資金に係る債権については、計画に沿って全額徴収するとともに、償還業務についても確実に実施。

## 「シカ害防除マニュアル」を策定

森林整備センターは、森林総合研究所との 連携のもと、獣害防護柵の試験施工を実施 し、その成果を反映させた効果的・効率的な 防護柵を選定する基準として「シカ害防除マ ニュアル」を策定しました。

このマニュアルは、これまで実証を重ねたうえで各整備局における現地検討会等の場で研究成果の橋渡しを行ってきた「ブロックディフェンス」等に係る新たな知見を取りまとめたもので、令和元年度より、当該マニュアルを活用し、シカ防除の適切な実施について造林者を指導するとともに、地域の林業事業体等へマニュアルを配布しシカ防除に関する手法の普及に努めています。



森林整備センターホームページに掲載 https://www.green.go.jp/gijutsu/pdf/zorin\_g ijutsu/deer\_pest\_control\_manual.pdf



ブロックディフェンスとシカ (山梨県南巨摩郡南部町)

#### 【森林保険業務】

### 1 森林気象害リスク評価シンポジウムの開催

森林保険部門と研究開発部門は、平成27年度から令和元年度にかけて連携して「森林気象害のリスク評価手法に関する研究」を進めてきました。これは、風害、冠雪害、林野火災のリスク評価や危険度予測等に関するもので、令和元年度には5年間の研究成果を公開シンポジウムを開催し報告しました。

近年の気象災害に関する関心の高さから、森林 気象害という専門的な分野にもかかわらず、国、地 方自治体、森林・林業関係者のほか一般の方々を含 む約150名にご参加いただきました。

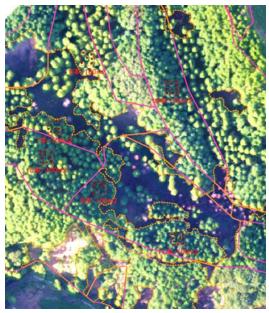


# 2 保険金の早期支払いに向けて

台風や大雨、山火事等により森林に災害が起き た場合には、被災地の早期復旧のため森林保険の 加入者に迅速に保険金を支払うことが必要です。 大規模災害の発生時は、林道等が崩壊・流出する ことも多く、森林内で損害調査を行うまで一定の 時間を要し、また、崩壊地付近で調査を行う場合 には危険が伴うこととなります。

このため、森林保険業務においては、損害調査へのドローン活用の取組を進め、森林組合系統職員を対象とした損害調査者の育成及びドローン技術講習の実施を行い、令和元年度には5県の森林組合連合会においてドローンを活用した損害調査が行われました。

これにより、保険金の早期支払いが図られると ともに、今後の支払いの迅速化等に向けた調査手 法として確立することができました。



ドローンによる空中写真を活用した損害調査

# 11. 予算と決算との対比

【研究開発業務 (研究・育種勘定)】

(単位:百万円)

		(早	一位・日刀口)
区 分	令和元事業年度		
区 分	予算	決算	差額理由
収入			
運営費交付金	10, 398	10, 059	
施設整備費補助金	223	248	
研究開発補助全	_	146	*4
業務収入	39	162	<b>*</b> 5
受託収入		741	
寄付金収入	_	23	*4
前年度よりの繰越金	121	_	
計	11, 897		
支出			
人件費	7,801		
業務経費	1, 998	1, 733	
一般管理費	760	830	
施設整備費	223	248	*3
研究開発補助金経費	_	146	*4
受託経費	1,115	741	*6
寄付金事業費	_	24	*4
計	11, 897	11, 312	

- \*1 前年度事業年度からの繰越額については、平成29年度の人件費残を計上しています。
- \*2 予算額に災害復旧にかかる補正予算が計上されていますが、翌事業年度での実施になるため決算額には計上していません。
- \*3 前事業年度からの繰越分を執行したことにより、差額が大きくなっております。
- \*4 研究開発補助金及び寄付金収入は、年度計画において見込んでいないため、予算額を計上していません。
- \*5 業務収入の予算額から支出見合い経費を除いているため、差額が大きくなる傾向があります。
- \*6 受託収入については、政府外受託研究の減少によるものです。
- 注:百万円未満を四捨五入した関係で、計が一致しないところがあります。(以下、各表とも同じ)

### 【水源林造成業務(水源林勘定)】

(単位・百万円)

		(千	<u> 14 · p // 1/ /                            </u>
区 八	令和元事業年度		变
区 万	予算	決算	差額理由
収入			
		20, 968	
政府出資金	10, 772	10, 772	
長期借入金	5, 700	5, 700	
業務収入	1, 363	1, 537	*2
業務外収入	121	144	*3
計	43, 904	39, 121	
支出			
業務経費			
借入金償還	13, 828	13, 828	
支払利息	995	994	
一般管理費	318	315	
人件費	3, 130	3, 113	
業務外支出	20	4	<b>*</b> 5
計	44, 282	38, 218	

\*1 国庫補助金の減少は、水源林整備事業費の翌年度繰越の増加によるものであります。

- \*2 業務収入の増加は、損失補償金等収入の増加によるものであります。
- \*3 業務外収入の増加は、雑入の増加によるものであります。
- \*4 業務経費の減少は、水源林整備事業費の翌年度繰越の増加によるものであります。
- \*5 業務外支出の減少は、敷金の減少によるものであります。

### 【森林保険業務(森林保険勘定)】

(単位:百万円)

		(-	
	令和元事業年度		
	予算	決算	差額理由
収入			
業務収入	1,883	1, 887	
業務外収入	1	1	
計	1, 884	1, 887	
支出			
人件費	288	272	
保険金	1, 111	408	*1
業務経費	573	482	*2
一般管理費	164	121	*3
業務外支出	0	_	*4
計	2, 136	1, 283	

- \*1 保険金の減少の主な要因は、保険金支払の対象となる災害の発生が当初の想定を下回ったためであります。
- \*2 業務経費の減少は、業務委託費の減少によるものです。
- \*3 一般管理費の減少は、事務費の縮減等によるものです。
- \*4 業務外支出の減少は、当初予定していた支出がなかったものです。

### 【特定中山間保全整備事業等(特定地域整備等勘定)】

A 7	令和元事業年度		
	予算	決算	差額理由
収入			
政府交付金	91	91	
長期借入金			
短期借入金			*1
業務収入			
業務外収入	9	8	
計	8, 127	9, 607	
支出			
借入金償還	9, 066	9, 064	
支払利息	343	315	
一般管理費	109	69	*2
人件費	172	150	*3
業務外支出	61	9	*4
計	9, 751	9, 606	

- \*1 短期借入金の増加は、民間金融機関から短期借入したことによるものであります。
- \*2 一般管理費の減少は、旅費および事務費の縮減等によるものであります。 \*3 人件費の減少は、職員給与の減少によるものであります。
- \*4 業務外支出の減少は、雑諸費の減少によるものであります。

# 12. 財務諸表

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

(http://www.ffpri.affrc.go.jp/koukaijouhou/zaimu/index.html)

- 要約した財務諸表 (法人単位)
- ① 貸借対照表

(単位:百万円)

			(単位:日刀円)
資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	19, 575
現金及び預金	19, 675	運営費交付金債務	646
林道割賦売掛金	8, 119	支払備金	442
特定地域整備割賦売掛金	1, 286	預り寄附金	3
農用地整備割賦売掛金	8, 367	預り補助金等	713
その他の流動資産	1, 171	短期借入金	14, 919
固定資産	1, 145, 773	賞与引当金	731
有形固定資産	1, 114, 873	その他の流動負債	2, 121
無形固定資産	337	固定負債	125, 625
投資その他資産	30, 564	責任準備金	4, 918
	·	資産見返負債	1, 368
		長期借入金	109, 234
		退職給付引当金	10, 046
		その他の固定負債	60
		負債合計	145, 200
		純資産の部	
		資本金	812, 465
		資本剰余金	197, 273
		利益剰余金	29, 454
		純資産合計	1, 039, 192
資産合計	1, 184, 392	負債・純資産合計	1, 184, 392

注:消費税額を調整しているため、各勘定の計とは一致しない場合があります。 百万円未満を四捨五入した関係で、計が一致しないところがあります。(以下、各表とも同じ)

# ② 行政コスト計算書

(単位・百万円)

	(千匹・ログロ)
区分	金額
損益計算書上の費用	22, 234
経常費用	15, 360
臨時損失	6, 874
その他調整額	_
その他行政コスト	2, 572
行政コスト合計	24, 806

注) 消費税額を調整しているため、各勘定の計とは一致しない場合があります。

百万円未満を四捨五入した関係で、計が一致しないところがあります。(以下、各表とも同じ)

# ③ 損益計算書

(単位:百万円)

	金額
経常費用(A)	15, 360
研究業務費	10, 184
分収造林原価	120
販売・解約事務費	416
水源環境林業務費	17
復興促進業務費	22
保険引受費用	408
保険業務費	658
一般管理費	2, 342
財務費用	1, 171
雑損	22
経常収益(B)	16, 033
運営費交付金収益	8, 814
施設費収益	22
手数料収入	5
成果普及等事業収入	16
受託収入	751
分収造林収入	446
販売・解約事務費収入	425
保険引受収益	1, 941
割賦利息収入	411
国庫補助金等収益	1, 299
財産賃貸収入	1
寄附金収益	50
水源環境林負担金収入	2
資産見返負債戻入	415
賞与引当金見返に係る収益	537
退職給付引当金見返に係る収益	540
財務収益	127
雑益	233
臨時損失(C)	6, 874
臨時利益(D)	6, 874
その他調整額(E)	0
目的積立金取崩額等(F)	679
当期総利益(B-A-C+D+E+F)	1, 352

# ④ 純資産変動計算書

区分	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	801, 693	179, 805	28, 781	1, 010, 279
当期変動額	10, 772	17, 467	ı	28, 239
その他行政コスト	ı	ı	ı	ı
当期総利益	-	ı	673	673
当期末残高	812, 465	197, 273	29, 454	1, 039, 192

# ⑤ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	(十四・日/913)
区分	金額
I業務活動によるキャッシュ・フロー	4, 404
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー	△8, 940
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー	△3, 151
Ⅳ資金増加額又は減少額 (△)	△7, 687
V資金期首残高	26, 862
VI資金期末残高	19, 175

(参考)資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位:百万円)

区分	金額
資金期末残高	19, 175
定期預金	-
現金及び預金	19, 175

# ● 要約した財務諸表【研究開発業務(研究・育種勘定)】

# ① 貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	2,626	流動負債	2, 470
現金及び預金	1,901	運営費交付金債務	646
その他の流動資産	725	預り寄附金	3
固定資産	47, 738	その他の流動負債	1, 821
有形固定資産	41, 406	固定負債	7, 453
無形固定資産	123	資産見返負債	1, 245
投資その他資産	6, 208	引当金	6, 208
		負債合計	9, 924
		純資産の部	
		資本金	48, 959
		資本剰余金	△ 8,871
		利益剰余金	352
		純資産合計	40, 440
資産合計	50, 363	負債・純資産合計	50, 363

# ② 行政コスト計算書

	<u> </u>
区分	金額
損益計算書上の費用	17, 985
経常費用	11, 364
臨時損失	6, 622
その他調整額	I
その他行政コスト	790
行政コスト合計	18, 775

# ③ 損益計算書

(単位:百万円)

	(平匹・日/711)
	金額
経常費用(A)	11, 364
研究業務費	10, 199
一般管理費	1, 154
財務費用	0
雑損	10
経常収益(B)	11, 340
運営費交付金収益	8, 814
施設費収益	22
手数料収入	5
成果普及等事業収入	16
受託収入	761
国庫補助金等収益	139
財産賃貸収入	1
寄附金収益	50
資産見返負債戻入	382
賞与引当金見返に係る収益	496
退職給付引当金見返に係収益	537
財務収益	0
雑益	116
臨時損失(C)	6, 622
臨時利益(D)	6, 622
その他調整額(E)	0
目的積立金取崩額等(F)	26
当期総利益(B-A-C+D+E+F)	2

# ④ 純資産変動計算書

(単位:百万円)

				( <u>中世</u> , 日刀 17)
区分	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	48, 959	△8, 325	376	41,010
当期変動額	-	△546	_	△546
その他行政コスト	-	I	_	I
当期総利益	-	I	△24	△24
当期末残高	48, 959	△8, 871	352	40, 440

# ⑤ キャッシュ・フロー計算書

	(単位:日刀円)
区分	金額
I業務活動によるキャッシュ・フロー	221
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー	△211
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー	$\triangle 0$
Ⅳ資金増加額又は減少額 (△)	10
V資金期首残高	1,890
VI資金期末残高	1, 901
(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係	(単位:百万円)
区分	金額
資金期末残高	1, 901
定期預金	
現金及び預金	1, 901

# ● 要約した財務諸表【水源林造成業務(水源林勘定)】

# ① 貸借対照表

(単位:百万円)

			(十四・日/711)
資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	8, 567	流動負債	10, 684
現金及び預金	8, 208	短期借入金	10, 048
その他の流動資産	359	その他の流動負債	636
固定資産	1, 073, 089	固定負債	100, 549
有形固定資産	1, 072, 903		90
無形固定資産	49		55
投資その他の資産	136	長期借入金	97, 995
		退職給付引当金	2, 409
		負債合計	111, 233
		純資産の部	
		資本金	762, 172
		資本剰余金	206, 113
		利益剰余金	2, 137
		純資産合計	970, 422
資産合計	1, 081, 655	負債・純資産合計	1, 081, 655

# ② 行政コスト計算書

(単位:百万円)

	(十匹・ログロ)
区分	金額
損益計算書上の費用	2, 423
経常費用	2, 215
臨時損失	208
その他調整額	-
その他行政コスト	1, 782
行政コスト合計	4, 204

# ③ 損益計算書

	(半位・日刀口)
	金額
経常費用(A)	2, 215
分収造林原価	120
販売・解約事務費	416
水源環境林業務費	17
復興促進業務費	22
一般管理費	769
財務費用	868
雑損	3
経常収益(B)	2, 154
分収造林収入	446
販売・解約事務費収入	425
国庫補助金等収益	1, 108
水源環境林負担金収入	2
資産見返負債戻入	28
賞与引当金見返に係る収益	38
財務収益	0
雑益	108
臨時損失(C)	208
臨時利益(D)	208
その他調整額(E)	_
目的積立金取崩額等(F)	500
当期総利益(B-A-C+D+E+F)	439

# ④ 純資産変動計算書

(単位:百万円)

				( <u>+                                      </u>
区分	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	751, 400	188, 100	2, 197	941, 697
当期変動額	10, 772	18, 014	-	28, 786
その他行政コスト	_	ı	-	1
当期総利益	_	ı	△61	△61
当期末残高	762, 172	206, 113	2, 137	970, 422

# ⑤ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

区分	金額
I業務活動によるキャッシュ・フロー	△1,875
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー	$\triangle 22$
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー	2, 624
Ⅳ資金増加額又は減少額(△)	728
V資金期首残高	7, 480
VI資金期末残高	8, 208

#### (参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位:百万円)

	<u> </u>
区分	金額
資金期末残高	8, 208
定期預金	_
現金及び預金	8, 208

# ● 要約した財務諸表【森林保険業務(森林保険勘定)】

# ① 貸借対照表

(単位:百万円)

			<u> </u>
資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	6,009	流動負債	677
現金及び預金	5, 928	支払備金	442
その他の流動資産	81	賞与引当金	20
固定資産	24, 311	その他の流動負債	215
有形固定資産	11	固定負債	4, 928
無形固定資産	138	責任準備金	4, 918
投資その他の資産	24, 162	資産見返負債	4
		退職給付引当金	2
		その他の固定負債	5
		負債合計	5, 605
		純資産の部	
		利益剰余金	24, 715
		純資産合計	24, 715
資産合計	30, 320	負債・純資産合計	30, 320

# ② 行政コスト計算書

	(十四・日29137
区分	金額
損益計算書上の費用	1, 291
経常費用	1, 291
臨時損失	0
その他調整額	-
その他行政コスト	-
行政コスト合計	1, 291

# ③ 損益計算書

(単位:百万円)

	金額
経常費用(A)	1, 291
保険引受費用	408
保険業務費	668
一般管理費	215
財務費用	0
経常収益(B)	2, 086
保険引受収益	1, 941
資産見返負債戻入	4
財務収益	127
雑益	15
臨時損失(C)	0
臨時利益(D)	_
その他調整額(E)	_
目的積立金取崩額等(F)	_
当期総利益(B-A-C+D+E+F)	795

# ④ 純資産変動計算書

(単位:百万円)

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区分	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	-	ı	23, 920	23, 920
当期変動額	-	ı	-	_
その他行政コスト	_	ı	-	_
当期総利益	_	-	795	795
当期末残高	_	-	24, 715	24, 715

# ⑤ キャッシュ・フロー計算書

区分	金額
I業務活動によるキャッシュ・フロー	454
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー	△8, 709
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー	$\triangle 2$
Ⅳ資金増加額又は減少額 (△)	△8, 256
V資金期首残高	13, 684
VI資金期末残高	5, 428

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係 (単位:百万円)

区分	金額
資金期末残高	5, 428
定期預金	500
現金及び預金	5, 928

# ●要約した財務諸表【特定中山間保全整備事業等(特定地域整備等勘定)】

# ① 貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	21, 432	流動負債	5, 759
現金及び預金	3, 639	短期借入金	4, 871
林道割賦売掛金	8, 119	その他の流動負債	888
特定地域整備割賦売掛金	1, 286	固定負債	12, 694
農用地整備割賦売掛金	8, 367	資産見返補助金等	29
その他の流動資産	21	リース債務(長期)	0
固定資産	636	長期借入金	11, 239
有形固定資産	553	退職給付引当金	1, 426
無形固定資産	26		
投資その他の資産	56	負債合計	18, 453
		純資産の部	
		資本金	1, 334
		資本剰余金	30
		利益剰余金	2, 250
		純資産合計	3, 615
資産合計	22, 068	負債・純資産合計	22, 068

# ② 行政コスト計算書

(単位:百万円)

	<u> </u>
区分	金額
損益計算書上の費用	560
経常費用	516
臨時損失	44
その他調整額	_
その他行政コスト	_
行政コスト合計	560

# ③ 損益計算書

	金額
経常費用(A)	516
一般管理費	204
財務費用	303
維損	9
経常収益(B)	478
割賦利息収入	411
国庫補助金等収益	52
資産見返負債戻入	1
賞与引当金見返に係る収益	3
退職給付引当金見返に係収益	2
雑益	9
臨時損失(C)	44
臨時利益(D)	44
その他調整額(E)	_
目的積立金取崩額等(F)	152
当期総利益(B-A-C+D+E+F)	115

#### ④ 純資産変動計算書

(単位:百万円)

区分	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	1, 334	30	2, 288	3, 652
当期変動額	-	-	-	_
その他行政コスト	-	_	1	_
当期総利益	_	-	△38	△ 38
当期末残高	1, 334	30	2, 250	3, 615

#### ⑤ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	<u> </u>
区分	金額
I業務活動によるキャッシュ・フロー	5, 603
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー	2
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー	△5, 774
Ⅳ資金増加額又は減少額 (△)	△169
V資金期首残高	3, 807
VI資金期末残高	3, 639

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位:百万円)

区分	金額
資金期末残高	3, 639
定期預金	_
現金及び預金	3, 639

# 13. 財務状態及び運営状況の法人の長による説明情報

【研究開発業務 (研究·育種勘定)】

### ① 貸借対照表

令和元年度末における資産残高は、50,363 百万円と、前年度末比5,990 百万円増となっています。これは、主に独立行政法人会計基準の改定に伴い賞与引当金見返が新たに計上されたことによるものです。

また、令和元年度末における負債合計は、9,924百万円と、前年度比6,560百万円増となっています。これは、主に独立行政法人会計基準の改定に伴い賞与引当金が新たに計上されたことによるものです。

### ② 行政コスト計算書

令和元年度における行政コストは、18,775 百万円と、前年度比 6,463 百万円増となっています。これは、主に独立行政法人会計基準の改定に伴う臨時損失に計上した賞与引当金繰入および退職給付費用によるものです。

#### ③ 損益計算書

令和元年度における経常費用は、11,364百万円と前年度比64百万円減(0.6%減)となっています。これは、主に受託収入見合いの支出の減少によるものです。

令和元年度における経常収益は、11,340百万円と前年度比36百万円減(0.3%減)となっています。これは主に受託収入の減少によるものです。

令和元年度における当期総利益は、2百万円と前年度比4百万円減(63%減)となってい

ます。これは、主に自己収入による資産の減価償却によるものです。

#### ④ 純資産変動計算書

令和元年度における純資産合計は、40,440百万円と、前年度比570百万円減となっています。これは、主に有形固定資産の減価償却によるものです。

#### ⑤ キャッシュ・フロー計算書

令和元年度における業務活動によるキャッシュ・フローは、221 百万円と、前年度比 637 百万円減となっています。これは、主に預かり金の減少によるものです。

令和元年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、△210百万円と、前年度比 738百万円増となっています。これは、主に固定資産取得による支出が増加したことによる ものです。

令和元年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、△0.4百万円と、前年度とほぼ同額となっていますが、リース債務の返済による支出が減少しています。

#### 【水源林造成業務(水源林勘定)】

#### ① 貸借対照表

令和元年度末現在の資産合計は1,081,655百万円で、当期においては、20,578百万円増 (1.9%増)となっています。これは、植栽及び保育等に要した投資額の計上により水源林が 22,477百万円増となったことが主な要因です。

また、令和元年度末現在の負債合計は 111,233 百万円で、当期においては 8,147 百万円減 (6.8%減) となっています。これは、長期借入金の新規借入が 5,700 百万円であったのに対し、長期借入金等の返済が 13,828 百万円となり、借入金等の残高が 8,128 百万円減となったことが主な要因です。

#### ② 行政コスト計算書

令和元年度の行政コストは 4,204 百万円と前年度より 544 百万円増 (14.9%増)となっています。これは、主に減損損失相当額及び除売却差額相当額が増加したことによるものです。

#### ③ 損益計算書

令和元年度における経常費用は、2,215 百万円と前年度より 172 百万円減(7.2%減)となっています。これは、借入金利息及び債券利息が前年度より 239 百万円減となったことが主な要因です。

また、令和元年度における経常収益は、2,154百万円と前年度より 205百万円減(8.7%減)となっています。これは、借入金利息等見合いの国庫補助金等収益が 239百万円減となったことが主な要因です。

#### ④ 純資産変動計算書

令和元年度の純資産は、970,422 百万円と前年度より 28,725 百万円増(3.1%増)となっています。これは、主に出資金 10,772 百万円、国庫補助金 19,797 百万円の受入による増加によるものです。

#### ⑤ キャッシュ・フロー計算書

令和元年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、△1,875 百万円と前年度より 170 百万円増(8.3%増)となっています。これは、退職給付が増加したことが主な要因です。

令和元年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、△22 百万円と前年度より 3 百万円増 (10.9%増)となっています。これは、無形固定資産 (ソフトウェア)の購入による支出増が主な要因です。

令和元年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、2,624百万円と前年度より 331百万円 増 (14.4%増)となっています。これは、長期借入金の返済による支出が減少したことが主な要因です。

#### 【森林保険業務(森林保険勘定)】

#### ① 貸借対照表

令和元年度末における資産合計は、30,320 百万円と、対前年度末 447 百万円増(1.5%増) となっています。これは、主に長期性預金が増加したことによるものです。

また、令和元年度末における負債合計は、5,605 百万円と、対前年度末 348 百万円減(5.8%減)となっています。これは、主に責任準備金が減少したことによるものです。

#### ② 行政コスト計算書

令和元年度の行政コストは、1,291百万円と、対前年度より277百万円減(17.7%減)となっています。これは、主に損益計算上の費用が減少したことによるものです。

### ③ 損益計算書

令和元年度の経常費用は、1,291百万円と、対前年度より276百万円減(17.6%減)となっています。これは、主に保険引受費用が減少したことによるものです。

また、令和元年度の経常収益は、2,086百万円と、対前年度より12百万円増(0.6%増)となっています。これは、主に保険引受収益が増加したことによるものです。

#### ④ 純資産変動計算書

令和元年度の純資産は、24,715百万円と、対前年度より795百万円増(3.3%増)となっています。これは、主に保険引受費用の減少及び保険引受収益の増加によるものです。

#### ⑤ キャッシュ・フロー計算書

令和元年度における業務活動によるキャッシュ・フローは、454 百万円と、対前年度より 90 百万円減(16.5%減)となっています。これは、主に事業に係る諸経費等その他の業務支 出が減少したことによるものです。

令和元年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、△8,709百万円と、対前年度 17,568百万円減(198.3%減)となっています。これは、主に定期預金及び預託金の払戻に よる収入が皆減し、定期預金の預入による支出が皆増したことによるものです。

令和元年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、△2百万円と、対前年度1百万円増(24.2%減)となっています。これは、リース債務の返済による支出の増加によるものです。

#### 【特定中山間保全整備事業等(特定地域整備等勘定)】

#### ① 貸借対照表

令和元年度末現在の資産合計は22,068 百万円で、当期においては、5,913 百万円減(21.1%減)となっています。これは、徴収の進行に伴い林道割賦売掛金、特定地域整備割賦売掛金、及び農用地整備割賦売掛金が5,797 百万円減となったことが主な要因です。

また、令和元年度末現在の負債合計は18,453百万円で、当期においては5,875百万円減(24.1%減)となっています。これは、長期借入金の新規借入が1,790百万円であったのに対し、長期借入金等の返済が7,564百万円となり、借入金等の残高が5,774百万円減となったことが主な要因です。

#### ② 行政コスト計算書

令和元年度の行政コスト 560 百万円と前年度より 117 百万円減(17.3%減)となっています。これは、主に損益計算上の費用が減少したことによるものです。

#### ③ 損益計算書

令和元年度の経常費用は、516百万円と前年度より161百万円減(23.8%減)となっています。これは、借入金利息及び債券利息が前年度より163百万円減となったことが主な要因です。

また、令和元年度の経常収益は、478百万円と前年度より167百万円減(25.9%減)となっています。これは、負担金等の徴収の進行により割賦利息収入が171百万円減となったことが主な要因です。

#### ④ 純資産変動計算書

令和元年度の純資産は、3,615 百万円と前年度より 38 百万円減(1.0%減)となっています。これは、主に利益剰余金の減少によるものです。

### ⑤ キャッシュ・フロー計算書

令和元年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、5,603 百万円と前年度より 2,797 百万円減(33.3%減)となっています。これは、主に負担金・賦課金収入の減によるものです。令和元年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、2 百万円と前年度より 2 百万円増(579.9%増)となっています。これは、取得した固定資産が未払金となったことによる減によるものです。

令和元年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、△5,774 百万円と前年度より 2,701 百万円増(31.9%増)となっています。これは、長期借入金等の償還による支出の減によるものです。

### 14. 内部統制の運用に関する情報

森林研究・整備機構は、役員(監事を除く。)の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めていますが、主な項目とその実施状況は次のとおりです。

#### <理事会の設置及び役員の分掌に関する事項(業務方法書第76条)>

機構は、「理事会規程」を整備し、理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化や役員の事務分掌を明示し責任を明確化することなどを定めています。

理事会は毎月開催され、業務運営の基本方針、内部統制、組織、人事及び予算事項等の議題 について審議が行われています。なお、議事録は原則公開しています。

#### <リスク評価と対応に関する事項(業務方法書第79条)>

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクに適切に対応するため、リスク管理委員会の設置等を定めたリスク管理規程を整備しています。本規程は、業務方法書第75条に規定する内部統制システムのうち、リスクの発生防止、リスクが発生した場合の損失の最小化を図り、もって機構の業務の適正の確保に資するものであり、令和元年度では年度当初にリスクの識別等を行い年度末にその分析と評価を行うなどのリスク管理を適切に行っています。

#### <監事監査・内部監査(業務方法書第82条、第83条)>

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行います。監査結果について監査報告を作成 し理事長及び主務大臣に提出するとともにその内容について説明します。なお、監査の結 果、改善を要する事項があると認めるときは監査報告に意見を付すことができるとされてい ます。

また、理事長は、機構の業務の適正かつ能率的な運営、諸規定の実施状況等に関する事項について、職員に命じ内部監査を行わせ、その結果に対する改善措置状況を理事長に報告することとなっています。令和元年度における内部監査においては特段の問題はなく、適正に実施されたことを確認しています。

#### <入札及び契約に関する事項(業務方法書第85条)>

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」の設置等を 定めた内部規程を整備しています。

令和元年度においては、6月と12月に同委員会を開催し、前年度の契約状況や調達実績の 点検等を行うとともに、当年度上半期における契約状況や随意契約案件等について審議を行 っています。

また、令和元年度の契約手続に係る審査委員会は200回開催しています。

### 15. 法人の基本状況

#### (1)沿革

- 明治38年 農商務省山林局林業試験所として東京府目黒村に発足
- 明治43年 林業試験場に名称変更
- 昭和22年 農林省林野局林業試験場に改編
- 昭和53年 筑波研究学園都市に移転
- 昭和63年 森林総合研究所に改編・名称変更
- 平成 13 年 独立行政法人森林総合研究所発足
- 平成 18 年 非公務員型独立行政法人化
- 平成 19 年 独立行政法人林木育種センターと統合
- 平成20年 旧緑資源機構業務を承継し、森林農地整備センターを設置
- 平成 27 年 独立行政法人の 3 分類により、森林総合研究所は国立研究開発法人森林総合研究所に分類

旧森林国営保険事業を承継し、森林保険センターを設置

森林農地整備センターを森林整備センターに名称変更

平成 29 年 国立研究開発法人森林総合研究所を国立研究開発法人森林研究・整備機構 に改称

#### (2) 設立に係る根拠法

国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成11年法律第198号)

#### (3) 主務大臣

農林水産大臣(農林水産省林野庁森林整備部研究指導課、整備課、計画課及び 農村振興局整備部農地資源課)

#### (4) 組織図

(役員)

(令和2年3月31日現在)

理事長

理事(企画・総務・森林保険担当)

理事 (研究担当)

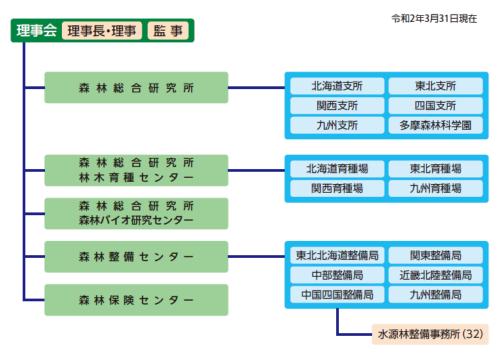
理事(育種事業・森林バイオ担当)

理事(森林業務担当)

理事(法令遵守担当)

監事(常勤1、非常勤1)

(職員)



#### (5) 事務所の所在地

主たる事務所

森林総合研究所

従たる事務所

北海道支所

東北支所

関西支所

四国支所

九州支所

多摩森林科学園

林木育種センター

北海道育種場

東北育種場

関西育種場

九州育種場

森林バイオ研究センター

森林整備センター

東北北海道整備局

関東整備局

中部整備局

近畿北陸整備局

中国四国整備局

茨城県つくば市松の里1番地

北海道札幌市豊平区羊ヶ丘7番地

岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷 92 番 25 号

京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎 68 番地

高知県高知市朝倉西町二丁目 915 番地

熊本県熊本市中央区黒髪四丁目 11 番 16 号

東京都八王子市廿里町 1833 番 81 号 茨城県日立市十王町伊師 3809 番地 1

北海道江別市文京台緑町 561 番地 1

岩手県滝沢市大崎 95 番地

岡山県勝田郡勝央町植月中 1043 番地

熊本県合志市須屋 2320 番 5

茨城県日立市十王町伊師 3809 番地 1

神奈川県川崎市幸区堀川町 66 番地 2

宮城県仙台市青葉区上杉五丁目3番36号

神奈川県川崎市幸区堀川町 66 番地 2

愛知県名古屋市中区錦一丁目 10番 20号

京都府京都市下京区五条通大宮南門前町 480 番

岡山県岡山市北区下石井二丁目1番3号

九州整備局 森林保険センター 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番1号神奈川県川崎市幸区堀川町66番地2

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況 当事業年度は該当ありません。

### (7) 主要な財務データの経年比較

## 【法人計】

(単位:百万円)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
資産	1, 143, 696	1, 147, 808	1, 155, 604	1, 163, 267	1, 184, 392
負債	207, 677	188, 887	170, 214	152, 988	145, 200
純資産	936, 019	958, 921	985, 390	1, 010, 279	1, 039, 192
行政サービス実施コスト	13, 895	13, 828	13, 521	13, 402	-
行政コスト	-	-	-	-	24, 806
経常費用	17, 356	16, 720	16, 605	16, 011	15, 360
経常収益	17, 559	17, 720	17, 470	16, 406	16, 033
当期総利益	1,008	1, 261	1,616	1, 105	1, 352

注:行政コストは、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」

(「独立行政法人会計基準の改訂について」(独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会、財政制度等審議会財政制度 分科会、法制・公会計部会 平成30年9月3日)に伴い、平成30事業年度までは行政サービス実施コストを表示しておりましたが、令和元事業年度より行政コストを表示しております。

#### 【研究開発業務 (研究・育種勘定)】

(単位:百万円)

					(+   · D / J   1)
区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
資産	45, 895	45, 049	45, 404	44, 374	50, 363
負債	2, 693	3, 579	3,614	3, 364	9, 924
純資産	43, 201	41, 471	41, 790	41, 010	40, 440
行政サービス実施コスト	10, 515	10,868	10, 480	11, 176	1
行政コスト	1	1	1	1	18, 775
経常費用	10, 845	11, 442	11,632	11, 427	11, 364
経常収益	10, 894	11, 426	11, 808	11, 375	11, 340
当期総利益	580	58	242	6	2

### 【水源林造成業務(水源林勘定)】

(単位:百万円)

					(   <u>                                   </u>
区 分	2 7 年度	28年度	29年度	30年度	元年度
資産	1, 010, 296	1, 027, 433	1, 044, 297	1,061,077	1, 081, 655
負債	145, 080	136, 396	127, 795	119, 380	111, 233
純資産	865, 216	891, 037	916, 502	941, 697	970, 422
行政サービス実施コスト	3, 037	3, 508	3,605	2,671	1
行政コスト	I	I	I	I	4, 204
経常費用	2, 992	2, 547	2,631	2, 387	2, 215
経常収益	3, 262	2,872	2, 635	2, 359	2, 154
当期総利益	355	325	504	472	439

# 【森林保険業務(森林保険勘定)】

区分	2 7 年度	28年度	29年度	30年度	元年度
資産	28, 446	28, 941	29, 405	29, 873	30, 320
負債	6, 500	6, 270	5, 991	5, 953	5, 605
純資産	21, 946	22, 671	23, 414	23, 920	24, 715
行政サービス実施コスト	208	-643	-715	-480	-
行政コスト	ı	I	I	I	1, 291
経常費用	2, 015	1,606	1, 448	1, 567	1, 291
経常収益	1, 915	2, 332	2, 190	2,074	2, 086
当期総利益	-140	725	742	506	795

# 【特定中山間保全整備事業等(特定地域整備等勘定)】

(単位:百万円)

					(TEX + D/3   1/
区 分	2 7 年度	28年度	29年度	30年度	元年度
資産	59, 058	46, 426	36, 547	27, 981	22, 068
負債	53, 403	42,684	32, 863	24, 328	18, 453
純資産	5, 655	3, 742	3, 684	3, 652	3, 615
行政サービス実施コスト	136	158	151	35	1
行政コスト	-	ı	I	I	560
経常費用	1, 514	1, 166	951	677	516
経常収益	1, 497	1, 133	893	646	478
当期総利益	213	153	128	121	115

# (8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

【研究開発業務 (研究・育種勘定)】

予算	(単位:百万円)
区分	金額
収入	
▲ 運営費交付金	10, 463
施設整備費補助金	214
受託収入	1,026
諸収入	38
前年度繰越金	173
計	11, 914
支出	
人件費	7, 977
業務経費	1, 948
一般管理費	749
施設整備費	214
受託経費	1,026
計	11, 914

(注) 百万円未満を四捨五入した関係で、計が一致しないところがあります。(以下、各表とも同じ)

収支計画	(単位:百万円)
区分	金額
費用の部	11,697
経常費用	11,688
人件費	7, 977
業務経費 一般管理費	1,652
一般管理費	670
業務経費 一般管理費 受託経費	946
減価償却費	444
財務費用	_
雑損	10
臨時損失	_
収益の部	11,672
経界収益 運営費交付金収益	9, 398
文計収入	1,026
諸収入	38
諸収入 賞与引当金見返に係る収益 退職給付引当金見返に係る収益 資産見返運営費交付金戻入	484
退職給付引当金見返に係る収益	389
資産見返運営費交付金戻入	337
臨時利益	_
純利益	-26
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	5
総利益	-21

資金計画	(単位:百万円)
区分	金 額
資金支出	11, 914
業務活動による支出	11, 356
投資活動による支出	558
財務活動による支出	_
次年度への繰越金	_
資金収入	11, 914
業務活動による収入	11,527
業務活動による収入 運営費交付金による収入	10, 463
受託収入	1.026
その他の収入	38
投資活動による収入	214
施設整備補助金による収入	214
その他の収入	_
┃ 財務活動による収入	_
前年度からの繰越金	173

# 【水源林造成業務(水源林勘定)】

予算	(単位:百万円)
区分	金額
収入	
国庫補助金	18, 371
政府出資金	10, 771
長期借入金	5,600
業務収入	1, 139
業務外収入	130
計	36,011
支出	
業務経費	21, 362
借入金償還	10, 048
支払利息	825
一般管理費	466
★ 人件費	3, 263
業務外支出	20
計	35, 984

収支計画 (単位:百万円) 区 分 金 額 費用の部 2, 405 経常費用 分収造林原価 2, 405 50 販売・解約事務費 水源環境林業務費 760 20 33 復興促進業務費 一般管理費 329 人 件 費 財務費用 531 682 雑損 0 収益の部 経常収益 2, 334 2, 334 分収造林収入 356 販売・解約事務費収入 資産見返補助金等戻入 668 21 高性に応用ります広へ国庫補助金等収益水源環境林負担金収入賞与引当金見返に係る収差財務収益雑益昨時損益 145 2 31 0 111 臨時損益 純利益 -71 前中長期目標期間繰越積立金取崩額 397 総利益 326

資金計画	(単位:百万円)
区分	金額
資金支出	42,851
▲ 業務活動による支出	25, 938
投資活動による支出	20
財務活動による支出	10,068
次年度への繰越金	6, 825
資金収入	42,851
業務活動による収入	19,622
補助金収入	
収穫等収入	1, 127 124
	124
投資活動による収入	20
	16, 371
前年度からの繰越金	6, 838

# 【森林保険業務(森林保険勘定)】

_予算	(単位:百万円)
区分	金額
収入	
業務収入	2,022
業務外収入	1
計	2, 023
支出	
人件費	288
保険金	1, 259
業務経費	563
一般管理費	165
業務外支出	0
予算差異	-251
計	2, 023

収支計画	(単位:百万円)
区分	金額
費用の部	2, 308
経常費用	2 308
人 件 費	288
支払保険金	1 250
支払備金繰入	_
<b>青</b> 任淮備全縵入	_
<b> </b> 業務費	694
一般管理費 財務費用	67
財務費用	0
雑 損	0
収益の部	2,090
経常収益	2,090
保険料収入	1, 901
支払備金戻入 青任準備金戻入	35
責任準備金戻入	32
資産見返負債戻入 財務収益	1
財務収益	122
雑 益	0
純利益	-218
総利益	-218

資金計画	(単位:百万円)
区分	金額
資金支出	13, 230
業務活動による支出	2, 271
投資活動による支出	2, 500
財務活動による支出	2
次年度への繰越金	8, 458
資金収入	13, 230
業務活動による収入	2,022
投資活動による収入	500
財務活動による収入	_
前年度からの繰越金	10, 708

# 【特定中山間保全整備事業等 (特定地域整備等勘定)】

予算	(単位:百万円)
区分	金額
収入	
政府交付金	85
長期借入金	680
業務収入	4, 501
業務外収入	10
計	5, 275
支出	
借入金償還	4, 871
┃ 支払利息	239
一般管理費	82
人/产费	146

収支計画	(単位:百万円)
区分	金額
経常費用	532
一般管理費	85
人件費	141
財務費用	239
雑損	67
経常収益	412
資産見返補助金等戻入	1
国庫補助金等収益	89
賞与引当金見返に係る収益	3
退職給付引当金見返に係る収益	3
割賦利息収入	305
財務収益	0
維益	11
純利益	-120
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	191
総利益	71

資金計画	(単位:百万円)
区分	金額
資金支出	8, 739
業務活動による支出	658
┃ 投資活動による支出	1
財務活動による支出	4 071
次年度への繰越金	3, 208
資金収入	8, 739
	4, 592
政府交付金収入	85
負担金・賦課金収入	4, 189
その他の収入	318
投資活動による収入	
Ⅰ 財務活動による収入	680
前年度からの繰越金	3, 464

# 1 6. 参考情報

# (1) 要約した財務諸表の科目の説明

# 【研究開発業務 (研究・育種勘定)】

# ① 貸借対照表

現金と預貯金
たな卸資産、前払費用、未収入金
土地、建物、機械装置、車両、工具など法人が長期にわたって使用または利用する有形
の固定資産
特許権、ソフトウェア等具体的な形態を持たない資産
退職給付引当金見返、預託金
法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金の債務残高
個人、民間等からの寄附金
リース債務(短期)、未払金、未払費用、未払消費税等、前受金、預り金
運営費交付金、寄附金及び無償譲与の財源で取得した固定資産見合いの負債
国からの出資金であり、法人の財産的基礎を構成
国から交付された施設費・現物出資・目的積立金を財源として取得した資産で法人の財
産的基礎を構成するもの
法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額
償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定され
た資産の減価償却費相当額(損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に
記載されている)
独立行政法人会計基準「第87特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととさ
れた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、法人
が中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額(損益計算
書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている)
独立行政法人会計基準等によりその除売却差額を損益外処理することとされた固定資産
の除売却差額相当額

# ② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	損益計算書における経常費用、臨時損失、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額
その他行政コスト	政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、
	独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	独立行政法人のアウトプットを産み出すだめに使用したフルコストの性格を有するとと
	もに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示
	す指標としての性格を有するもの

# ③ 損益計算書

研究業務費	法人の業務に要した費用
一般管理費	人件費、減価償却費等
財務費用	利息の支払に要する経費
運営費交付金収益	国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識したもの
施設費収益	国からの施設費のうち、当期の収益として認識したもの
国庫補助金等収益	国・地方公共団体等からの補助金のうち、当期の収益として認識したもの
手数料収入	種子、木材等の鑑定手数料
成果普及等事業収入	公開施設の入園料、種苗配布料
受託収入	国、地方公共団体、民間等からの受託収入の当期収益

財産賃貸収入	不動産貸付料
寄附金収益	個人、民間等からの寄附のうち、当期の収益と認識したもの
資産見返負債戻入	運営費交付金、国庫補助金等の財源で取得した固定資産の減価償却費見合いの額
臨時損益	固定資産売却益等
その他調整額	前中期目標期間繰越積立金取崩額が該当

# ④ 純資産変動計算書

当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

### ⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシ	法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、原材料、商品又はサービスの購入に
ュ・フロー	よる支出及び人件費支出並びに運営費交付金収入及び自己収入等が該当
投資活動によるキャッシ	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定
ュ・フロー	資産の取得及び売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシ	リース債務の返済による支出額が該当
ュ・フロー	

# 【水源林造成業務(水源林勘定)】

# ① 貸借対照表

現金及び預金	現金と預貯金 (未払金、退職給付引当資金等)
その他の流動資産	前払費用、未収収益、未収入金、未収還付消費税等
水源林	水源林造成事業に係る立木の投資価額
その他の有形固定資産	建物、構築物、工具器具備品、土地
無形固定資産	商標権、電話加入権、ソフトウェア
投資その他の資産	敷金・保証金
短期借入金	返済期限が1年以内に到来する財政融資資金借入金及び民間金融機関借入金等
その他の流動負債	未払金、未払費用、預り金、その他これらに準ずる流動負債
資産見返補助金等	国庫補助金の財源で取得した固定資産見合いの額
長期借入金	財政融資資金借入金及び民間金融機関借入金等の未償還残高
退職給付引当金	退職給付に係る会計基準により算出した引当額
資本金	国からの出資金であり、法人の財産的基礎を構成
資本剰余金	国庫補助金を財源として取得した資産で法人の財産的基礎を構成
減損損失相当累計額	法人が中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額(損益
	計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載している)
除売却差額相当累計額	法人会計基準等によりその除売却差額を損益外処理することとされた固定資産の除売却
	差額相当額
利益剰余金	法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

# ② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	損益計算書における経常費用、臨時損失、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額
その他行政コスト	政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、
	独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	独立行政法人のアウトプットを産み出すだめに使用したフルコストの性格を有するとと
	もに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示
	す指標としての性格を有するもの

#### ③ 損益計算書

9 頂皿可昇音	
分収造林原価	公共工事等による分収造林契約の一部解約等に伴う投資減少額
販売・解約事務費	造林木の売払及び解約等に係る販売・調査諸経費
水源環境林業務費	育成途上の森林を対象とした間伐等の実施に要した経費
復興促進業務費	伐採に伴い発生した副産物の減容化等に要した経費
一般管理費	人件費、退職給付引当金繰入、諸経費、減価償却費
財務費用	借入金利息、債券利息、債券発行費
雑損	完了区域に係る物件費及びその他の勘定科目に属さない雑損
分収造林収入	造林木の間伐等による売却及び解約等による損失補償金の分収金
販売・解約事務費収入	造林木の売払及び解約等に係る販売・調査諸経費の回収金
国庫補助金等収益	支払利息及び一般管理費のうち国庫補助金により措置された額
水源環境林負担金収入	水源環境林整備事業において新たに施業対象となる森林の土地所有者より徴収した負担
	金額
資産見負債戻入	国庫補助金の財源で取得した固定資産の減価償却費見合いの額
財務収益	受取利息
雑益	職員宿舎貸付料収入及び雇用保険料個人負担分並びに他の勘定科目に属さない雑益
その他調整額	前中長期目標期間繰越積立金取崩額

# ④ 純資産変動計算書

当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
-------	-----------------------

### ⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシ	原材料又はサービスの購入による支出、人件費支出、補助金等収入等
ュ・フロー	
投資活動によるキャッシ	固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等による収入及び支出等
ュ・フロー	
財務活動によるキャッシ	長期借入れによる収入、長期借入金の返済による支出、政府出資金の受入による収入等
ュ・フロー	

### 【森林保険業務 (森林保険勘定)】

# ① 貸借対照表

現金及び預金	現金と預貯金
その他の流動資産	未収収益、未収入金
有形固定資産	構築物、工具器具備品
無形固定資産	商標権、ソフトウェア
投資その他の資産	投資有価証券、敷金・保証金、長期性預金
支払備金	当該年度に発生している事故のうち、被保険者からの損害発生通知の未達、損害調査の
	未了等の事情により未確定となっている保険金に相当する額
賞与引当金	賞与に係る引当金
その他の流動負債	未払金、未払費用、前受金、預り金等
責任準備金	収入保険料のうち、森林保険契約に定めた保険期間のうち事業年度末においてまだ経過
	していない期間に対応する責任に相当する額
資産見返負債	資産見返物品受贈額
リース債務 (長期)	ファイナンス・リース取引に係る債務(1年以内支払債務に該当するものを除く)
退職給付引当金	退職給付に係る会計基準により算出した引当額
利益剰余金	法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

# ② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	損益計算書における経常費用、臨時損失、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額
その他行政コスト	政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、
	独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	独立行政法人のアウトプットを産み出すだめに使用したフルコストの性格を有するとと
	もに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示
	す指標としての性格を有するもの

# ③ 損益計算書

支払保険金	保険金の支払額
払戻金	保険事故発生、保険契約の解除等による保険料の返還額
保険業務費	保険業務に要した事務委託費等
一般管理費	人件費、賞与引当金繰入、減価償却費等
財務費用	ファイナンス・リースに係る利息額
雑損	他の勘定科目に属さない雑損
保険料収入	保険料収入
支払備金戻入	支払備金の当期戻入額
責任準備金戻入	責任準備金の当期戻入額
資産見返負債戻入	森林保険特別会計から承継した固定資産の減価償却費見合いの額
財務収益	受取利息等
雑益	他の勘定科目に属さない雑益
臨時損益	固定資産除却損

# ④ 純資産変動計算書

当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

# ⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシ	保険金の支払額、人件費支出、保険料収入等
ュ・フロー	
投資活動によるキャッシ	有価証券の取得等
ュ・フロー	
財務活動によるキャッシ	リース債務の返済
ュ・フロー	

# 【特定中山間保全整備事業等(特定地域整備等勘定)】

# ① 貸借対照表

現金及び預金	現金と預貯金
林道割賦売掛金	旧緑資源幹線林道事業等の移管区間に係る負担金、賦課金で納期未到来の元金額
特定地域整備割賦売掛金	特定中山間保全整備事業の完了区域に係る負担金、賦課金で納期未到来の元金額
農用地整備割賦売掛金	農用地総合整備事業の完了区域に係る負担金で納期未到来の元金額
その他の流動資産	前払費用、未収収益、未収入金
その他の有形固定資産	建物、構築物、工具器具備品、土地
無形固定資産	電話加入権、ソフトウェア
投資その他の資産	長期貸付金、敷金・保証金、退職給付引当金見返
短期借入金	返済期限が1年以内に到来する財政融資資金借入金及び民間金融機関借入金等
その他の流動負債	未払金、未払費用、預り金、その他これらに準ずる流動負債

資産見返補助金等	国庫補助金の財源で取得した固定資産見合いの額
長期借入金	財政融資資金借入金及び民間金融機関借入金等の未償還残高
退職給付引当金	退職給付に係る会計基準により算出した引当額
資本金	国からの出資金であり、法人の財産的基礎を構成
資本剰余金	国庫補助金を財源として取得した資産で法人の財産的基礎を構成
利益剰余金	法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

# ② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	損益計算書における経常費用、臨時損失、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額
その他行政コスト	政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、
	独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	独立行政法人のアウトプットを産み出すだめに使用したフルコストの性格を有するとと
	もに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示
	す指標としての性格を有するもの

# ③ 損益計算書

一般管理費	人件費、退職給付引当金繰入、諸経費、減価償却費
財務費用	借入金利息
雑損	完了区域に係る物件費及びその他の勘定科目に属さない雑損
国庫補助金等収益	支払利息及び一般管理費のうち国庫補助金により措置された額
資産見返負債戻入	国庫補助金の財源で取得した固定資産の減価償却費見合いの額
割賦利息収入	負担金、賦課金の受入額のうち割賦利息相当
財務収益	受取利息
雑益	職員宿舎貸付料収入及び雇用保険料個人負担分並びに他の勘定科目に属さない雑益
その他調整額	前中長期目標期間繰越積立金取崩額

# ④ 純資産変動計算書

当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
1/41/K/XIEI	兵 日内 1 小人 1 人 1 人 1 人 1 人 1 人 1 人 1 人 1 人 1

# ⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシ	原材料又はサービスの購入による支出、人件費支出、補助金等収入等
ュ・フロー	
投資活動によるキャッシ	固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等による収入及び支出等
ュ・フロー	
財務活動によるキャッシ	長期借入れによる収入、長期借入金の返済による支出、政府出資金の受入による収入等
ュ・フロー	

### (2) その他公表資料等との関係の説明

◆ ホームページでは、当機構の行う研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務に関す る取組や成果、イベント開催等の各種情報を発信しています。



第二研究開発は人 森林研究・型度機構 森林整備センター Fixed Management Center ▲ 国立研究開発法人 森林研究・整備機構